

杉並区地域防災計画

(風水害編)

【応急・復旧対策】

(令和6年(2024年)修正)

杉並区防災会議

<目次>

第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）	1
第1章 区民と地域の防災力向上	3
第1節 区民のとりべき措置	5
第2節 防災市民組織等のとりべき措置	5
第3節 事業所のとりべき措置	5
第4節 ボランティアによる応急対策	5
1 一般ボランティア	5
2 専門ボランティア	5
第2章 安全な都市づくりの実現	7
第1節 救助・救急活動	9
1 活動態勢	9
2 消防機関による救助・救急活動	9
第2節 警備	10
1 風水害時の警備態勢	10
2 警備活動	10
3 その他	10
第3節 危険物等の対策	11
1 石油類等危険物保管施設の応急措置	11
2 火薬類保管施設の応急措置	11
3 高圧ガス取扱施設の応急措置	11
4 毒物、劇物取扱施設の応急措置	11
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	13
第1節 水道施設	15
第2節 下水道施設	15
第3節 電気施設	15
第4節 ガス施設	15
第5節 通信施設	15
第6節 道路・橋梁	15
第7節 河川	15
1 応急措置	15
2 復旧措置	16
第8節 区有施設等	16
1 区有施設等の点検	16
第9節 交通施設	19
1 災害時の活動態勢	19
2 発災時の初動措置	19
3 乗客の避難誘導	21
4 事故発生時の救護活動	22
5 浸水事故発生時の措置	22
6 応急復旧対策	23
第10節 郵便施設	23

第4章 応急対応力、広域連携体制の強化	25
第1節 水防組織	27
1 区の水防組織	27
2 都の水防組織	28
第2節 水防機関の活動	29
1 区の態勢及び活動（水害応急対策室）	29
2 区の態勢及び活動（都市型災害対策緊急部隊）	34
3 区の態勢及び活動（災害対策本部）	35
4 気象情報と区の体制等	35
5 台風の影響が大きいと見込まれる場合の区の対応	36
6 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動	37
7 消防機関の態勢及び活動	38
第3節 水防工法	41
1 工法	41
2 費用負担	41
3 水防施設及び資材	41
第4節 公用負担	42
1 公用負担権限	42
2 公用負担権限証明	42
3 公用負担命令票	42
4 損失補償	42
第5節 水防活動等に関する報告	42
1 巡視点検についての報告	42
2 水防活動についての報告	42
3 公共土木施設被害についての報告	42
第6節 交通規制	43
1 風水害時の交通規制態勢	43
2 交通情報の収集	43
第7節 緊急通行車両等の確認事務等	43
第8節 相互応援協力	43
第9節 自衛隊の災害派遣	43
第5章 情報通信の確保	45
第1節 情報の収集と通信連絡	47
1 区の情報収集体制	47
2 情報の収集	47
3 環状七号線地下広域調節池取水施設に関する情報の収集	62
4 観測通報	62
第2節 情報連絡体制	65
1 情報連絡体制	65
第3節 災害予警報等情報の発令・伝達	68
1 異常現象の通報、伝達	68
2 一般的な災害原因に関する情報の通報	68
3 気象、地震等の予・警報の伝達	68
4 情報伝達方法	68
第4節 被害状況等の調査報告	69
1 被害状況の調査	69
2 区本部への報告	70
3 東京都への報告	71

4	東京消防庁	71
第5節	広報及び広聴活動	71
1	広報活動	72
2	広聴活動	77
3	報道機関への発表	77
第6章	医療救護・保健等対策	79
第7章	避難者対策	81
第1節	避難態勢	83
1	避難態勢	83
2	高齢者等避難、避難指示の発令	83
3	警戒区域の設定	96
4	避難誘導	97
5	災害時要配慮者利用施設の対応	97
第2節	避難所の設置・運営	97
1	避難所開設	98
2	感染症対策	98
3	避難所運営の人的支援	99
4	近隣区市への協力要請	99
5	福祉避難所(仮)の開設検討	99
6	被災者の他地区への移送	100
第8章	物流・備蓄・輸送対策	101
第1節	飲料水の供給	103
1	給水	103
2	災害時給水ステーション(給水拠点)での都と区の役割分担	103
3	目標水量	103
4	区の給水態勢	103
第2節	生活用水の供給	103
第3節	食料・生活必需品等の供給	104
1	避難所における避難者への給与	104
2	避難所における避難生活者への給与	104
第4節	備蓄・支援物資の輸送、輸送車両等の確保	104
第9章	住民の生活の早期再建	105
第1節	ごみ処理	107
第2節	し尿処理	107
第3節	災害廃棄物処理	107
1	災害廃棄物処理	107
2	土石、竹木等の除去	107
3	河川障害物の除去	108
第4節	被災者の生活確保	108
第5節	中小企業への融資	108
第6節	義援金の受付・保管・支給	108
第7節	り災証明書発行	108
1	発行準備	108
2	交付手続	111
3	証明の範囲	111
4	証明手数料	111

5	近隣自治体との調整	111
6	再調査の実施	111
7	被災者台帳の整備	111
第8節	応急仮設住宅等の供与	111
第9節	応急教育	112
第10節	応急保育	112
第11節	災害遺児等の一時的保護	112
第12節	応急育成	112
第13節	文化財施設	112
第14節	労働者の確保	113
第15節	災害救助法の適用	113
1	災害救助法による救助の実施	113
2	災害救助法の適用基準	113
3	被災世帯の算定基準	113
4	災害救助法の適用手続	114
第16節	災害救助法に基づく報告	114
1	災害報告	114
2	救助実施状況の報告	114
3	基金の活用	114
第17節	激甚災害指定の手続	115
第18節	激甚災害に関する調査報告	115
第19節	激甚災害指定基準等	116
第20節	特別財政援助等の申請手続	117
第2部	災害復興計画	119
第1章	復興の基本的考え方	121
第1節	復興の基本的考え方	121
第2章	災害復興体制の整備	122
第1節	災害復興本部の設置	122
1	設置	122
2	構成	122
3	復興本部会議	122
第2節	災害復興本部における分掌事務	122
第3節	震災復興体制の整備に係わる留意点	125
1	被害状況、地域福祉需要等の把握	125
2	復興計画の策定	125
3	復興にかかる財政対応	125
4	人的資源の確保・調整	125
5	用地の確保・調整	125
6	広報・被災者相談体制の整備	125
第3章	復興計画の策定、くらしの復興	126

第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民のとりべき措置

- ・区民は、自己や家族をはじめ、相互に協力して地域住民の安全確保に努める。
- ・区民は、雨量、河川水位情報、河川監視映像等を確認し、区が発令する高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の情報や気象庁が発表する警戒レベルに注意しながら、自らの判断で避難行動を実施する。また、区から避難指示等が発令する前であっても、台風の襲来が明らかな場合等早期避難の必要性がある場合は、自らの得た情報をもとに判断し、避難行動を実施する。

第2節 防災市民組織等のとりべき措置

防災市民組織等は、警戒期の段階から定められている措置を実施する。

- 1 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難指示等の伝達
- 2 救出救護の実施及び協力、災害時要配慮者の避難支援
- 3 集団避難の実施
- 4 避難所の運営支援

第3節 事業所のとりべき措置

事業者は、事業者の責務に基づいて、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努める。また、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することが想定されるため、区は、区内の各事業所に対して、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えるための適切な措置の実施に努める。

第4節 ボランティアによる応急対策

1 一般ボランティア

（1）区災害ボランティアセンターの設置及び運営

区は、杉並区社会福祉協議会との協働による区災害ボランティアセンターを設置し、次のような活動を行う。

- ア 災害ボランティアの受入れや派遣
- イ 避難所運営・維持等に関する支援・協力
- ウ 救援物資の仕分け運搬等に関する支援・協力
- エ 在宅避難者の生活に関する支援・協力
- オ 復旧活動及び復興活動に関する支援

（2）一般ボランティアの活動支援

区災害ボランティアセンターは、区内で活動する一般ボランティアに対して必要な情報や資機材等を提供する。

2 専門ボランティア

（1）防災（語学）ボランティア

外国人災害時情報センターを通じて、防災（語学）ボランティアが派遣され、外国人等への通訳・翻訳を実施する。

（2）東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁が協力を依頼し、東京消防庁が管下で行う消防署内での後方支援活動や応急救護活動等の支援を実施する。杉並、荻窪消防署に参集した災害時支援ボランティアは次の支援活動を行う。

- ・応急救護活動
- ・後方支援活動
- ・消防用設備等の機能確保支援
- ・危険物施設等の安全確保支援
- ・火災調査支援

（3）杉並区交流協会との連携

杉並区交流協会は、区と、語学ボランティアの派遣に関する災害時の協力協定を締結している。平常時から実施している区内在住の外国人を対象とした日本語学習や相談業務等の支援事業を通じて、杉並区交流協会と外国人ニーズを相互に共有し、必要な支援策を連携して実施する。

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 救助・救急活動

1 活動態勢

消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区水害応急対策室又は災害対策本部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

2 消防機関による救助・救急活動

(1) 活動態勢及び活動内容

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ア 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。また、災害時の救助・救急活動においては、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、災害時に地域住民も利用できる救助用資機材等を準備する。
- ウ 救急活動にあたっては、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- エ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- オ 警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

- ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊等と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 消防団、区民、事業所の救出・救護活動能力の向上

- ア 消防署は、応急手当普及員の要請等、教育訓練の充実を図る。
- イ 消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- ウ 消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

第2節 警備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警察は総力をあげて住民の生命の安全確保、各種の犯罪の予防、取り締り、その他公共の安全と秩序の維持活動等を行う。

本節では、警備態勢、警備活動及び緊急通行車両等の確認事務について必要な事項を定める。

杉並警察署	高井戸警察署	荻窪警察署
(電話) 3314-0110	(電話) 3332-0110	(電話) 3397-0110
(FAX) 3318-5870	(FAX) 3332-0129	(FAX) 3301-5950

1 風水害時の警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 警備活動

災害が発生した場合には、全力で被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報、交通規制、街頭活動等の応急対策を実施する。その際の警察活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、区長もしくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(2) 区に対する協力

ア 区長から災害応急措置の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合であっても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。

イ 区の緊急通行車両には、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて、逐次、警察本来の活動に移行する。

第3節 危険物等の対策

区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所等があり、水災等により、これらの危険物が爆発したり漏えいしたりすることが考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。したがって、これらの施設は、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。本節では、これら危険物の各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について必要な事項を定める。

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「第4章 第2節 7 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置及び災害時における初期消火活動を行うとともに、タンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2 火薬類保管施設の応急措置

火薬類保管施設に関しては、都環境局は、災害の発生の防止又は、公共の安全の維持のため、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発する。

3 高圧ガス取扱施設の応急措置

・高圧ガス施設の破損等に伴う被害の拡大防止又は被害の軽減を行う必要がある場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会等関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

・消防署は、事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策を「第4章 第2節 7 消防機関の態勢及び活動」により実施する。

4 毒物、劇物取扱施設の応急措置

- (1) 都福祉保健局は、毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。
 - ア 毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
 - イ 危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。
 - ウ 防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。
- (2) 杉並区教育委員会は、学校長等に対し、発災時の活動について、次の対策を策定し、それに基づき行動するよう指導する。
 - ア 発災時の任務分担、鍵の管理並びに保管場所の周知
 - イ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止措置
 - ウ 児童生徒等に対する発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
 - エ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
 - オ 避難場所及び避難方法の確認

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第2章 安全な都市づくりの実現
第3節 危険物等の対策

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、情報連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。また、都災害対策本部と連携を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第2節 下水道施設

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第3節 電気施設

非常災害の発生するおそれがある場合、東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第4節 ガス施設

「ガス施設」については、共通的な内容として、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第5節 通信施設

「通信施設」については、共通的な内容として、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第6節 道路・橋梁

災害が発生した場合、都建設局第三建設事務所、区及び首都高速道路等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動態勢を確立するとともに、「水防業務に関する協定」【別冊・資料 157】を活用する等して、安全対策及び応急並びに復旧措置を行うものとする。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第7節 河川

洪水等により河川及び排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽す。

1 応急措置

1-1 都建設局第三建設事務所

- (1) 区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
- (2) 区からの要請のもとに、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。

- (3) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- (4) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

1-2 区

・管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所を都に報告するとともに、必要な措置を講ずる。
・可搬ポンプ・土のう等の水防資機材を使用し、河川のいっ水防止及び浸水被害発生箇所の排水作業を行う。なお、能力不足のときは、区内建設業者のポンプや、労力を雇用、消防とも連携して応急排水を実施する。

2 復旧措置

河川管理者は、河川が風水害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。なお、特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 護岸の決壊で隣接する道路、家屋等に危険のおそれのあるもの。
- (2) 護岸、橋梁の基底部の地盤沈下、洗くつで倒壊のおそれのあるもの。
- (3) 土砂等による河川の埋そくで、流水を阻害し水害の原因となるもの。
- (4) 護岸、床止等河川構造物の欠損で、これを放置することにより、新たな被害を生じるおそれのあるもの。

第8節 区有施設等

区は、風水害により区有施設等が被災した場合、発災後、速やかに、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判断するものとする。また、避難者受入れ等活動の拠点となる施設については、建築設備等の応急復旧対策を講ずるものとする。

1 区有施設等の点検

区は、避難者受入れ等活動の拠点の拠点となる主要な施設について、発災後、当該建築物の被災状況を踏まえ、使用再開を判断するものとする。

(1) 活動態勢

区有施設等の点検作業は、災害の規模によっては、震災時の態勢で実施するものとし、その場合、発災後概ね2日間は、区有施設点検班を中心に活動するものとする。

(2) 対象施設

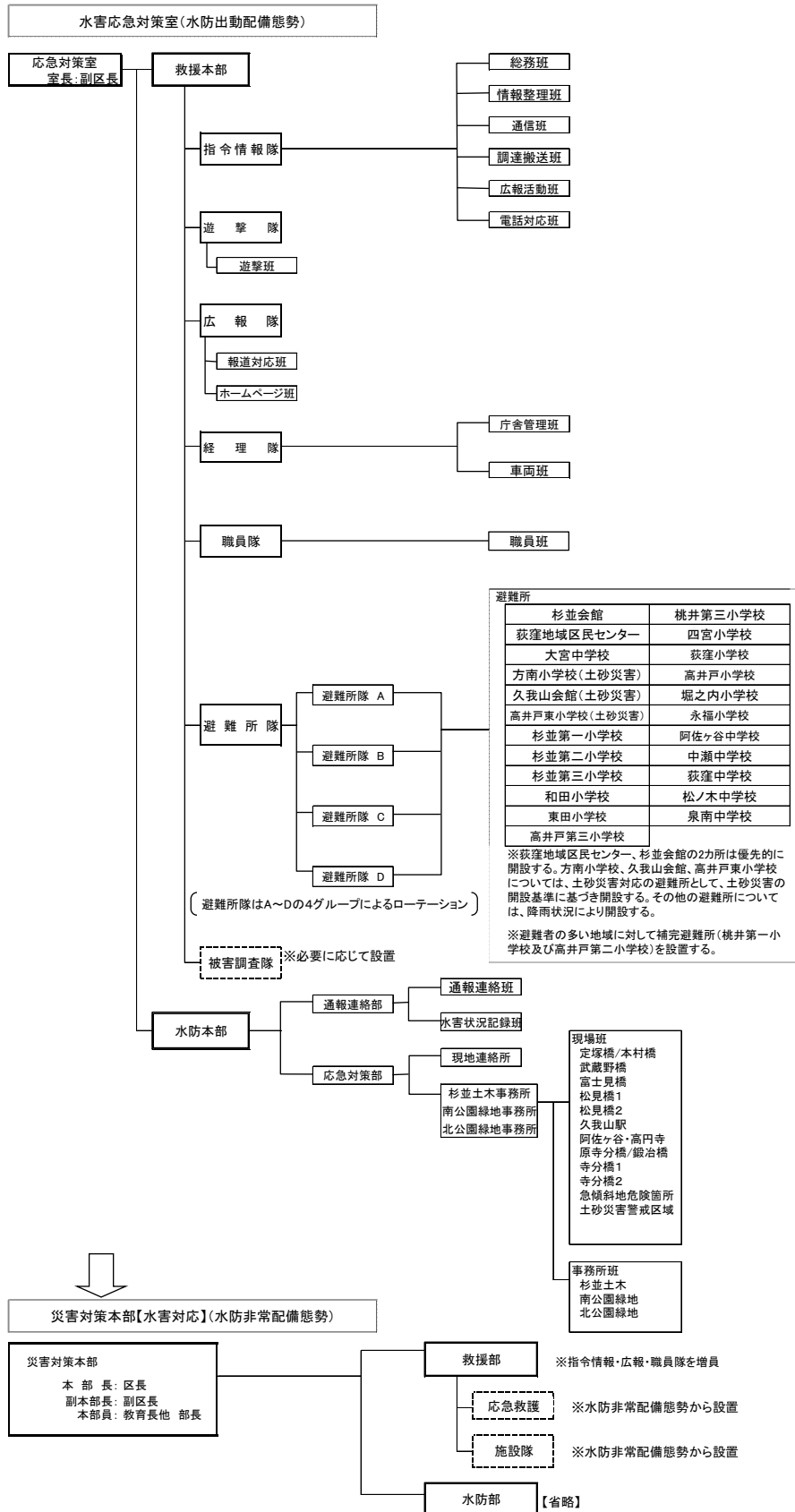
対象施設は、以下に掲げる施設とする。

ア 救護活動の拠点となる主要な施設（水害応急対策室救援本部・災害対策本部救援部の設置する施設）

避難所（23か所）

No	自主避難所又は避難所	開設順
1	荻窪地域区民センター	A
2	西荻地域区民センター	A
3	杉並第二小学校	B
4	和田小学校	B
5	大宮中学校	B
6	久我山会館	C
7	高井戸東小学校	C
8	方南小学校	C
9	杉並第一小学校	D
10	中瀬中学校	D
11	四宮小学校	D
12	永福小学校	D
13	杉並第三小学校	E
14	東田小学校	E
15	桃井第三小学校	E
16	荻窪小学校	E
17	高井戸小学校	E
18	堀之内小学校	E
19	阿佐ヶ谷中学校	E
20	荻窪中学校	E
21	松ノ木中学校	E
22	泉南中学校	E
23	高井戸第三小学校(新規)	E
-	桃井第一小学校(新規)	F
-	高井戸第二小学校(新規)	F
※	他の区立施設・小中学校 (震災時の救援所及び第二次救援所の活用)	

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第8節 区有施設等



- イ 必要に応じて、救援活動の拠点となる施設
- ウ その他の区有施設

第9節 交通施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害のほか、被災した場合の影響が大きいため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節においては、各交通機関が実施し得る応急措置について、必要な事項を定める。

1 災害時の活動態勢

（1）災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

（2）通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。

2 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図る。各交通機関の初動措置は次のとおり。

（1）東日本旅客鉄道（株）

ア 運転規制

（ア）社内規程により、速やかに運転中止、又は徐行の手続きをとる。

（イ）列車の運転は、概ね「う回又は折返し運転」「臨時列車の特発」「バスの代行又は徒歩連絡」のいずれかの方法により、その都度決定する。

イ 乗務員の対応

運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止させ、停止位置が橋梁上、築堤等の場合には、安全な場所に列車を移動させる。

（2）京王電鉄（株）

ア 運転規制

社内規程により運転中止又は運転規制を実施する。

イ 乗務員の対応

列車の運転が危険と認められた場合又は運輸指令所長の指示により直ちに列車を停止させ、列車が切取り、橋梁上等の危険な箇所に停車した場合は列車を移動させる。

（3）西武鉄道（株）

ア 風水害時の運転規制

運転司令長は、次の処置を行う。

- (ア) 天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を負う。
- ・風速が毎秒 20 メートル以上になったと認められるか、豪雨のおそれがあるときには、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒 20 メートル以上になったと認めたときは、毎時 25 キロメートル以下で注意運転するよう指令をする。
 - ・風速が毎秒 25 メートル以上になったと認めたときには、列車の運転を一時中止の指令をする。
 - ・風速計を確認し、規制値を下回ったこと及び状況を判断し、規制を解除する。
- (イ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合は、次による。
- ・停止している列車の番号・位置を確認する。
 - ・線路・電車線路・運転保安設備等の施設が列車運転に支障がないことを確認する。
 - ・必要により保線・電力の各所長に巡回を要請する。
 - ・列車運転に支障がないことが確認できた場合には、電気司令長と打合わせて送電区間を確認し、運転再開を指令する。
 - ・災害状況が確認できないときは、次の駅又は先行列車が停止していた位置までの注意運転を指令する。この場合、駅長の状況報告に基づき、異常がなかったときには、平常運転を指令する。

イ 乗務員の対応

運転士は、応急対策として次の処置を行う。

- (ア) 暴風雨のため、災害の発生するおそれがある場合には次により運転する。
- ・風速の激しい個所では、急激な制動を避ける等列車の速度を急激に変化しないようにする。また、列車の運転が危険だと判断したときには、なるべく安全な場所を選んで停止する。
 - ・倒木・浸水・崖崩れ等のおそれがある個所では特に注意し、浸水が軌条面上におよんだ個所では毎時 15 キロメートル以下に速度を低下する。
 - ・冠水が軌条面上 70 ミリメートル以上になったときには停止する。
 - ・運転規制を行う場合で、見通し距離が不足するときは、見通しの範囲内に停止できる速度まで低下して運転するとともに、周囲の変化にも注意して運転する。
- (イ) 暴風雨の通過等により運転を再開する場合は次による。
- ・駅に停止している列車は、駅長の指示による。
 - ・駅間に停止した列車は、暴風雨の状況が列車の運転に支障がないと判断した場合、車掌と打ち合わせて、次駅まで注意運転する。
 - ・列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。

ウ 駅長の処置

駅長は、応急対策として次の処置を行う。

- (ア) 暴風雨の予報に注意し、必要に応じて次の処置を行う。
- ・旅客の安全に関する対策
 - ・駅構内の施設物の防護対策
 - ・留置車両に対する転動防止の手配
 - ・空車の列車への連結中止
- (イ) 暴風雨警報の指令を受けたとき、又は突風等のために列車の運転が危険だと判断したときには、列車の進出を一時見合わせる。
- (ウ) 列車運転の一時中止の指令を受けたとき、又は風速が毎秒 25 メートルを超えたと認められるときには、列車の運転を一時中止する。
- (エ) 列車の出発を見合わせたり、列車の運転を中止したりした場合には、その状況と、列車番号および停止位置を運転司令長に速やかに報告する。
- (オ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合には次による。
- ・速やかに構内を巡視して、異常の有無を調べ、その状況を運転司令長に報告する。
 - ・運転再開の指令があったときには、自駅に停止している列車に対し、次の駅又は先行列車が停

止していた位置まで注意運転する旨の通告を行い、進路の安全を確かめたうえで出発の指示をする。

- ・ 出発する列車の運転士に対し、前方区間の状況を通告する。
- ・ 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開位置及び自駅までの状況を確かめ、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。
- ・ 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無の報告を求めて、これを運転司令長に報告する。

エ 駅長が行う、旅客の避難誘導

駅長は、災害発生時の旅客の避難誘導方法及び避難場所等を係員に周知徹底させ、旅客の安全について万全を期さなくてはならない。

(ア) 震災等が発生し、旅客を避難させる必要が生じたときには、次の処置を行う。

- ・ 駅長は、係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。
- ・ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに行政機関等があらかじめ定めた広域避難場所の位置や災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序の維持に協力する。

オ 列車の乗務員の行う旅客誘導

列車乗務員が行う旅客の誘導については、次による。

(ア) 列車が駅に停止している場合には、駅長の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。

- ・ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。
- ・ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 東京地下鉄（株）

ア 列車の措置

(ア) 乗務員は、列車運転中、危険と認めた場合又は総合指令所からの緊急停止があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

イ 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

ウ 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

エ 停電時の措置

(ア) 列車内停電の場合は自動的に列車積載の蓄電池に切替るので、照度 2～5 ルックスで 1 時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

(イ) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は 1 時間、誘導灯は 20 分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、深見灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行う。各交通機関の措置は次のとおり。

（1）東日本旅客鉄道（株）

各駅では、区本部長からの避難指示があった場合には、乗客を安全な場所に避難するよう案内する。

（2）京王電鉄（株）

各駅では、乗客を避難させる必要が生じたときは、あらかじめ定めてある避難場所に誘導する。

（3）西武鉄道（株）

ア 駅における避難誘導

駅長は、災害発生時の旅客の避難誘導方法及び避難場所等を係員に周知徹底させ、旅客の安全について万全を期さなくてはならない。

（ア）震災等が発生し、旅客を避難させる必要が生じたときには、次の処置を行う。

- ・ 駅長は、係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。
- ・ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに行政機関等があらかじめ定めた広域避難場所の位置や災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序の維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う避難誘導

（ア）列車が駅に停止している場合には、駅長の指示による。

（イ）列車が駅間の途中で停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。

- ・ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。
- ・ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

（4）東京地下鉄（株）

正確な情勢判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、幼児等単独行動で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難不可能な旅客に対しては、構内の安全な箇所へ一時退避させる。

ア 地下よりも地上が安全と認めたとき

行政機関指定の避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

イ 地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。

4 事故発生時の救護活動

災害により、旅客等に事故が発生した場合、概ね次の救護措置を行う。

- （1）放送により情報を伝達する。
- （2）負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。
- （3）続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動、救援の要請を行う。
- （4）その他状況に応じた必要な措置を行う。

5 浸水事故発生時の措置

災害により地下路線に浸水事故が発生した場合、人命に関わる事態につながるおそれがあるため、東京地下鉄（株）では、浸水防止等の応急措置を行うとともに、旅客の誘導を実施する。

（1）応急措置

駅出入口には止水板を、通風口には自動浸水防止機を備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

（2）旅客の誘導

地上からの浸水を配慮し、地上へ避難するための有利な場所を選定し、その方向の出口へ誘導する。

6 応急復旧対策

災害時においては、各交通機関は、都・区が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資及び人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとする。このため、各交通機関はあらかじめ、応急復旧体制を確立し、資機材等の整備を行っている。

なお、各交通機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、復旧計画を策定する。復旧作業は、計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

第10節 郵便施設

災害時における郵便施設の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生じる等その影響は大きい。

このため、災害時における通信等の途絶を防止するため、各種施設の確保等についての応急対策の確立が必要である。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

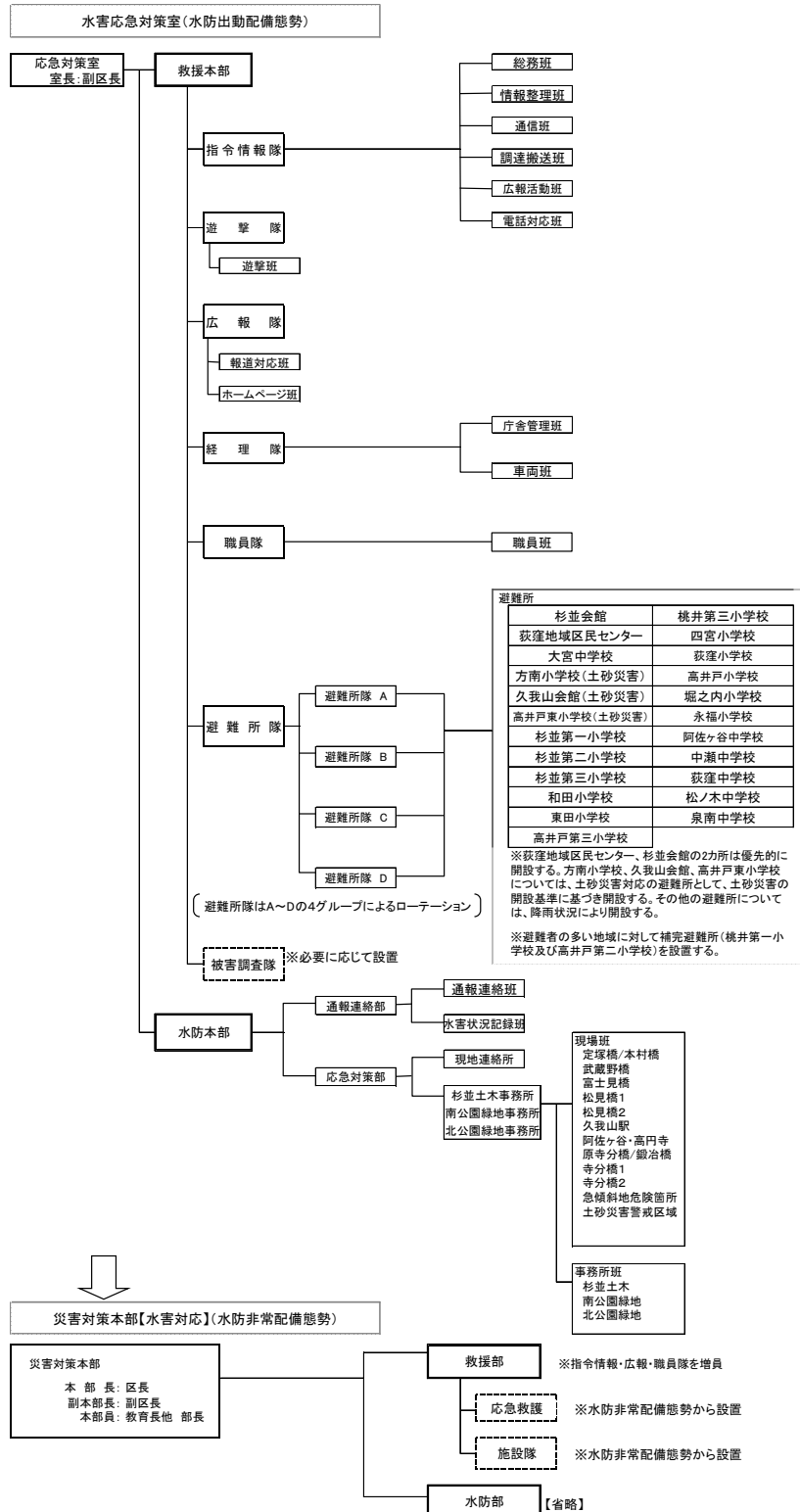
風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第10節 郵便施設

第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 水防組織

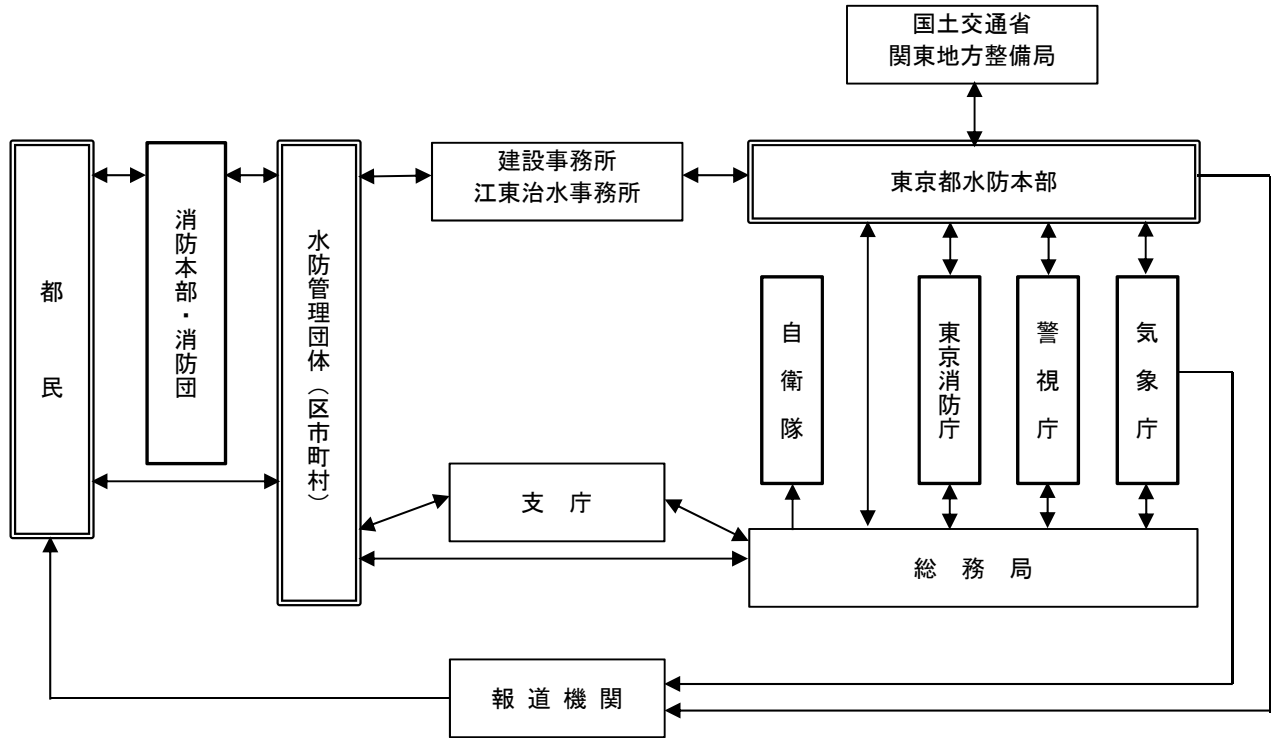
1 区の水防組織

気象状況により、区の地域内に浸水のおそれがある場合、水害応急対策室又は災害対策本部を設置する。水害応急対策室及び災害対策本部の組織は、次図のとおりである。

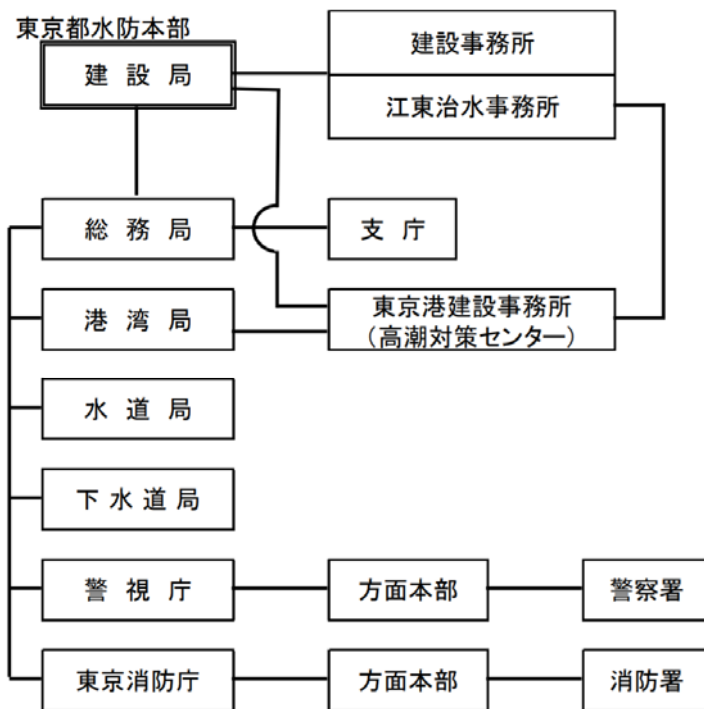


2 都の水防組織

2-1 東京都水防組織図



2-2 都建設局第三建設事務所水防組織図



第2節 水防機関の活動

1 区の態勢及び活動（水害応急対策室）

副区長は、水防出動配備態勢を発令する必要があると認めたときは、水害応急対策室を設置する。

区は、水害応急対策室に救援・救護活動を実施する救援本部と水害防御活動を実施する水防本部を置き、救援本部の指揮は危機管理室長が水防本部の指揮は土木担当部長がとり、副区長がこれを統括する。

1-1 救援本部の態勢及び活動

救援本部の配備態勢の種別、時期及び主な活動内容は以下のとおりとする。

配備態勢の種別	時期	主な活動内容
情報連絡態勢	<p>注意報（雷・大雨・洪水）が発表され、降雨量や雨雲の動き等から、今後さらに気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>大雨注意報、洪水注意報等発表前であっても、短期予測で1時間当たり30mmを超える雨量情報を得た場合、この態勢を発令する。</p>	<p>気象情報の収集を主とする。</p> <p>気象予測により、情報連絡態勢を強化すべきと判断した場合、管理職を含めて態勢を拡大する。</p>
警戒配備態勢	<p>注意報（雷・大雨・洪水）が発表され、警戒発令には至らないが、小規模水害の発生の恐れがある場合（台風の接近に伴う警戒等）、かつ、勤務時間内において、時間外に上記の状況が見込まれ、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>拡大した情報連絡態勢でも対応困難と判断した場合（区周辺の自治体に大雨警報又は洪水警報が発表され、杉並区にも警報の発表が予想される等）、かつ、勤務時間内であればこの態勢を発令する。（勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊を招集する。）</p>	<p>避難所の一部を開設するとともに、水害の防御及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。</p>
水防出動配備態勢	<p>警報（大雨・洪水）が発表され、短時間に相当量の降雨が予想される場合もしくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>拡大した情報連絡態勢又は警戒配備態勢でも対応困難と判断した場合（区周辺の自治体に大雨警報又は洪水警報が発表され、杉並区にも警報の発表が予想される等）、かつ、勤務時間内であればこの態勢を発令する（勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊を招集する。）</p>	<p>避難所を開設するとともに、水害の防御及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。</p>
水防非常配備態勢	<p>被害が発生し、あるいは被害が拡大するおそれがある場合もしくは区内の広範囲にわたって特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、区長が必要であると認めたときは本部を設置し、この態勢を発令する。</p>	<p>水防出動配備態勢を強化し、拡大した水害に本部の全力をもって対処する。</p>

救援本部の活動は、以下及び「水害時における救援本部実施要領」による。

救援部組織	役割
救援本部	水害応急対策室全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。 (1) 本部の配備の確立に関する事。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。 (3) 緊急対応組織全体に関する意思決定に関する事。 (4) 各組織への指揮に関する事。 (5) 避難の勧告又は指示に関する事。 (6) 避難所開設の決定に関する事。 (7) 各報道機関との連絡調整に関する事。 (8) 前各号以外の災害対策に関する重要事項に関する事。
指令情報隊	(1) 本部から各隊への指令伝達に関する事。 (2) 各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関する事。 (3) 災害情報、活動状況の本部への報告に関する事。 (4) 本部の補佐に関する事。 (5) 各部隊への指揮及び連絡調整に関する事。 (6) 区議会との連絡調整に関する事。 (7) 都との連絡調整に関する事。 (8) 防災無線の統制に関する事。 (9) 資機材の調達・搬送に関する事。 (10) 広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関する事。 (11) 河川・道路等の状況把握に関する事。 (12) 区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関する事。 (13) 前各号以外の災害対策に関する重要事項に関する事。
遊撃隊	(1) 各隊との連絡調整に関する事。 (2) 指令情報隊及び各隊に属さない業務に関する事。 (3) 警察・消防等関係機関との連絡調整に関する事。
広報隊	(1) 災害広報に関する事。 (2) ホームページに関する事。 (3) ケーブルテレビへの放送の依頼に関する事。 (4) 各報道機関との連絡調整に関する事。
経理隊	(1) 庁舎管理に関する事。(会議室・空調・電話等) (2) 警備員室、中央管理室との連絡調整に関する事。 (3) 車両調達、配車及び運行管理に関する事。
職員隊	(1) 職員の勤務状況の把握に関する事。 (2) 職員の給食・宿泊に関する事。

救援部組織	役割
避難所隊	<p>(1) 避難所の開設業務に関すること。 避難所として指定する施設は以下の23か所を基本とする。 西荻地域区民センター及び荻窪地域区民センターの2か所を優先的に開設し、降雨状況や土砂災害の危険性に応じて他の施設を開設する。また、西荻地域区民センター及び久我山会館への多数の避難者が発生した場合、補助避難所を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 荻窪地域区民センター ② 西荻地域区民センター ③ 杉並第二小学校 ④ 和田小学校 ⑤ 大宮中学校（土砂災害） ⑥ 久我山会館（土砂災害） ⑦ 高井戸東小学校（土砂災害） ⑧ 方南小学校（土砂災害） ⑨ 杉並第一小学校 ⑩ 杉並第三小学校 ⑪ 東田小学校 ⑫ 桃井第三小学校 ⑬ 四宮小学校 ⑭ 荻窪小学校 ⑮ 高井戸小学校 ⑯ 堀之内小学校 ⑰ 永福小学校 ⑱ 阿佐ヶ谷中学校 ⑲ 中瀬中学校 ⑳ 荻窪中学校 ㉑ 松ノ木中学校 ㉒ 泉南中学校 ㉓ 高井戸第三小学校 <p>（西荻地域区民センターの補助避難所）桃井第一小学校 （久我山会館の補助避難所）高井戸第二小学校</p> <p>※必要に応じて震災救援所に準じた場所に避難所を増設</p> <p>(2) 避難者の受入業務（避難者支援及び物資・食料等の提供）に関すること。 (3) 避難所管理者との連絡調整に関すること。 (4) 指令情報隊への連絡・報告に関すること。</p>
応急救護隊	<p>(1) 負傷者の救護に関すること。</p>
被害調査隊	<p>(1) 被災情報を収集し、調査区域の設定に関すること。 (2) 被災現場の調査に関すること。 (3) 被災証明書の発行に関すること。</p>

1-2 水防本部の態勢及び活動

都水防本部から指示があったとき、又は区長が必要と認めるときは、水防本部を設置し活動するものとする。また、必要に応じて、協定を締結した民間事業者に委任することで、水防活動の円滑化を図る。

水防本部の配備態勢の種別、態勢基準及び配備人員は以下のとおりとする。

配備態勢種別	配備態勢基準	配備人員
情報連絡態勢	概ね次の場合で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡を行える態勢 1 水防用気象情報等により、態勢の必要を認めた場合 2 水防用気象情報発表前であっても、短期予測で1時間当たり30mmを超える雨量情報を得た場合 なお、気象予測により、情報連絡態勢を強化すべきと判断した場合、管理職を含めて態勢を拡大する。	若干名
警戒配備態勢	概ね次の場合で、主として観測・警戒監視及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動が行える態勢 1 水防用気象情報の注意報の発表又は警報発令、洪水予報の発表には至らないが、杉並区内に水害の発生のおそれがあるとき、あるいは警報発令中であっても大規模な水防活動の必要がないとき。 2 台風の接近に伴い警戒が必要な場合 3 拡大した情報連絡態勢でも対応困難と判断した場合	水防要員の概ね1/5
水防出動配備態勢	概ね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 水防用気象情報の警報が発令された場合 2 区内各所で水害の発生する恐れがあるとき、あるいは被害が発生した場合 3 台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 4 拡大した情報連絡態勢又は警戒配備態勢でも対応困難と判断した場合	水防要員の概ね3/4
水防非常(A)配備態勢 水防非常(B)配備態勢	広範囲に及ぶ水害が発生する場合、又は発生した場合、直ちに水防活動に対応できる態勢 * 予想される水害規模、又は発生した水害規模に応じて、水防非常(A)から(B)までの態勢を段階的にとるものとする。	水防要員の概ね3/4～全員

(注)1 水防要員は、異常気象が発生したとき、あるいは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した配備態勢をとれるよう留意するものとする。

2 水防用気象情報とは、(大雨・洪水)注意報・警報、土砂災害に関する情報、台風情報をいう。

(1) 水防本部の活動（一部水防管理者の活動）

- ア 河川、護岸については、東京都水防計画に示されている「水防上注意を要する箇所」を重点的に巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、各管理者に連絡して必要な措置をとる。
- イ 気象状況及び水位に応じて、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。
- ウ 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- エ 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- オ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき消防機関に対し出動を要請する。また、消防署は水災時又は水災が予想される時、署隊本部の機能を強化し、水災即応できる体制をとる。

《水災発生時の活動体制》

（ア）水防態勢

気象情報、区水防情報システムのデータ等により、水災が予想されるときは、水防態勢を発令するとともに、水災情報を収集し水防非常配備態勢の発令に備える。

（イ）水防非常配備態勢

気象情報及び災害の発生状況に応じ、水防非常配備態勢を発令する。

- ア 水防管理者は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- イ 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。
決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ウ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- エ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。
- オ 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- カ 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

（２）水防本体内 各部の業務内容

ア 通報連絡部—水防情報の収集—

- （ア）都河川部、都三建、警察、消防その他関係機関との情報連絡に関すること。
- （イ）気象情報の収集に関すること。
- （ウ）水防本部、救援本部の活動状況の把握に関すること。
- （エ）水防活動報告書の編集に関すること。
- （オ）雨量、河川水位の観測に関すること。
- （カ）水害情報の記録に関すること。
- （キ）要望の受付等に関すること。
- （ク）水防記録に関すること。
- （ケ）その他各班に属さないこと

イ 応急対策部

—水防活動の実施—

- （ア）雨量、河川水位の監視に関すること。
- （イ）危険箇所の警戒巡視に関すること。
- （ウ）水防作業の実施に関すること。

—作業指示・活動、状況把握—

- （エ）被害状況の把握に関すること。
- （オ）要望の受付等に関すること。（集約）
- （カ）業務協力会社への出動要請に関すること。
- （キ）被害報告書の作成に関すること。
- （ク）都三建、消防機関、警察に関する資機材等の応援要請に関すること。
- （ケ）現地連絡所の設置・運営に関すること。

（コ）現地連絡所・各事務所の活動を統括

（3）水防活動時の安全対策

- ア 水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認する。
- イ 情報を確認するための通信手段を確保する。
- ウ 予報等がいつ発表されても直ちに避難できる場所を常に考慮し、水防活動を行う。
- エ 水防活動時には安全帯等を着用する。

（4）水防活動時の情報伝達

- ア 情報別に定められた伝達系統図に基づき、情報を迅速かつ確実に伝達する。
- イ 情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を実施する。
※気象情報、環状七号線地下広域調節池取水施設（水門等に分類される）の操作情報、土砂災害警戒情報の発表対象外の伝達の受令確認は不要

2 区の態勢及び活動（都市型災害対策緊急部隊）

休日・夜間の水害の初期対応は、都市型災害対策緊急部隊（以下、「緊急部隊」という。）により対応する。緊急部隊招集後、災害の状況等により必要と認める場合、副区長は、水防出動配備態勢を発令する。被害の状況によってはさらに高次の態勢を発令する。

（1）緊急部隊の招集

- 副区長は、次の各号に定める場合に、初動配備として緊急部隊を招集することができる。
- ア 勤務時間外に杉並区の地域に警報（大雨・洪水）が発令された場合
 - イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、副区長が必要であると認めた場合

（2）招集指令の伝達

緊急部隊招集の伝達は、杉並区職員非常呼集要綱第2条及び第3条による。

（3）自主参集

緊急部隊招集の自主参集は、杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱第3条の例による。

（4）隊の構成

- ア 本部 イ 指令情報隊 ウ 広報隊 エ 遊撃隊 オ 経理隊

3 区の態勢及び活動（災害対策本部）

区長は、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、水防非常配備態勢を発令する。
 区は、災害対策本部に救援部と水防部を置く。各部の役割は以下のとおり。

組織	役割
救援部	(1) 本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 (2) 災害情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 救援物資及び資機材の調達及び搬送に関すること。 (4) 負傷者等の医療救護に関すること。 (5) 被災地域住民に対する応急救護に関すること。 (6) 水防部に属さないこと。
水防部	(1) 水防態勢の掌握に関すること。 (2) 水防情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 水防作業の実施に関すること。 (4) 水防に係る資機材の調達及び搬送に関すること。

また、災害対策本部が設置されたときに救援部は、本部長室の立ち上げに向けて直ちに次の対応を行う。

- (1) 本部長室の用に供するため、区庁舎西棟6階中棟6階の会議室の使用を停止又は禁止する。
- (2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
- (3) 本部無線を所定の場所に配置する。

本部長室の開設が完了したときは、直ちに、各防災関係機関に通知する。

なお、災害対策本部を開設した場合において、救援部の役割に定めていない事項については、震災時の態勢に準じて水害被害への対応を行う。災害対策本部の分掌事務は【別冊・資料13】のとおり。

4 気象情報と区の体制等

気象庁等の情報				区の体制	区の発令情報	区民がとるべき行動	
危険度分布		相当する警戒レベル				警戒レベル	
大雨特別警報		氾濫発生情報	5相当	水防非常配備態勢 水防出動配備態勢 (勤務時間外等)都市型災害対策緊急部隊 警戒配備態勢 情報連絡態勢	緊急安全確保	5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる。
土砂災害警戒情報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報	4相当		避難指示	4	速やかに避難
大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)	氾濫警戒情報	3相当		高齢者等避難	3	避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難
大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意 (注意報級)	氾濫注意報	2相当			2	ハザードマップ等で避難行動を確認
早期注意報					職員の連絡体制を確認	1	災害への心構えを高める

※東京都における洪水予報河川では水位上昇が極めて速いため、神田川及び妙正寺川では、氾濫注意情報及び氾濫警戒情報の発表がない。

- (1) 杉並区に大雨・洪水注意報が発令された場合、情報連絡態勢をとる。（第4章2節参照）
ただし、台風の接近や雨雲レーダー、雨量推計等から、大雨警報に切り替える可能性の高い注意報であると判断される場合は、警報発令前であっても、必要と判断される場合は、警戒配備態勢、水防出動配備態勢、都市型災害対策緊急部隊のいずれかの態勢をとる。
- (2) 杉並区に大雨・洪水警報が発令された場合、原則、水防出動配備態勢、又は警戒配備態勢とし、勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊で対応する。
なお、区民に対し、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討する。発令を行う場合は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、CATV（J:COM）及び紙媒体等を活用する。
- (3) 交通機関の計画運休情報や台風の接近情報、進路予測、雨量風量情報等を総合的に勘案し、必要と判断される場合は、あらかじめ所要の人員の追加招集を行う。
- (4) 杉並区に土砂災害警戒情報が発令された場合、水防出動配備態勢で対応する。
ただし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布¹で、「極めて危険」（濃い紫色）の表記がなされた場合は、土砂災害が既に発生していてもおかしくない状況であるため、水防非常配備態勢で対応することとし、勤務時間外の場合は、原則、都市型災害対策緊急部隊を招集し対応する。また、必要な場合、態勢を水防非常配備態勢に拡大し、所要の人員を追加招集する。
なお、区民に対し、必要に応じて「避難指示」の発令を検討する。発令を行う場合は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、CATV（J:COM）及び紙媒体等を活用する。
- (5) 杉並区に大雨特別警報が発令された場合、水防非常配備態勢で対応する。また、水防出動配備態勢又は都市型災害対策緊急部隊により対応を行っていた場合は、所要の人員を追加招集する。
なお、水防非常配備態勢では、災害への対応が難しい場合は、人員の追加招集や防災関係機関への協力依頼等を行い、全力をもって避難者対策に取り組むこととする。

5 台風の影響が大きいと見込まれる場合の区の対応

(1) 防災対策推進会議の開催

区は、気象庁及び都から発生した台風に関する台風情報、進路予測、気象警報等を確認し、次の条件に該当する場合、防災対策推進会議を開催する。

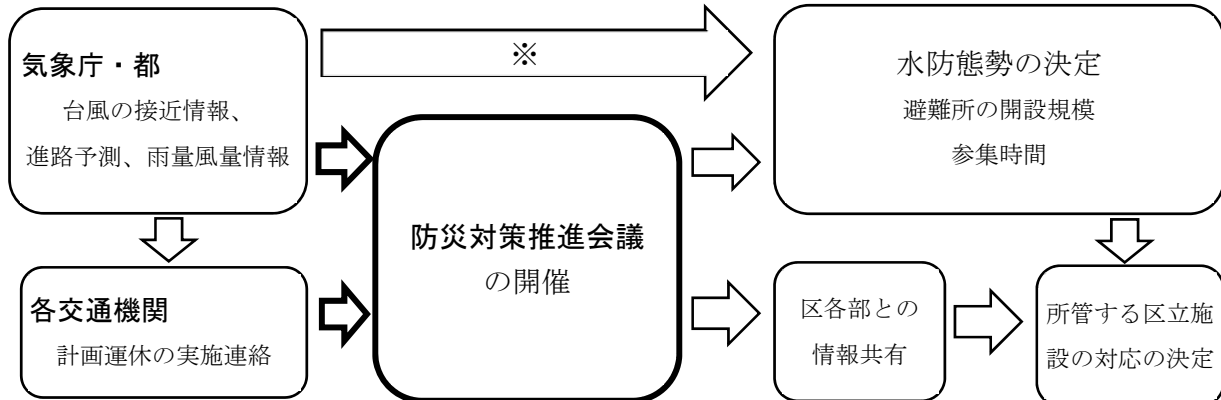
- ア 区内における台風の影響が大きいと見込まれる場合
- イ 交通機関から計画運休の情報を受けた場合

(2) 庁内での情報共有及び区立施設の対応に関する調整

防災対策推進会議では、区各部と台風や交通機関の計画運休に関する情報共有を行い、学校、保育園、地域区民センター等の区立施設の休館・閉鎖等の判断を各部に依頼することで、区立施設の対応について調整する。また、併せて水防態勢の決定等を行い、各部に通知する。

¹ 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

（3）対応の流れ



※区内への影響が小さいと見込まれる場合等もしくは、防災対策推進会議を開催する暇がない場合は、関係部課長の協議により、副区長が決定する。

6 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動

（1）所の態勢

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	管内の杉並区に洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下広域調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行う態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	3 ～ 4 名
警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合 2 洪水予報河川である神田川及び妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合 3 水位周知河川である善福寺川に氾濫危険情報が発表された場合	水防要員の概ね 1/9
第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/6
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員 全員

（2）業務班と業務内容

各班の業務分担は次のとおりである。

ア 所長 総括指導

イ 庶務班

- （ア）各班の連絡調整に関すること。
- （イ）水防資機材の購入及び受払、労力、船、車等の調達、輸送に関すること。
- （ウ）各班に属さないこと。

ウ 情報連絡班

- （ア）水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。
- （イ）雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料の収集整理に関する事。
- （ウ）土砂災害警戒情報の収集、整理に関する事。
- （エ）気象・水象の情報連絡に関する事。

エ 技術班

- （ア）水防作業の技術援助及び指導に関する事。
- （イ）水防実施状況の調査及び報告に関する事。
- （ウ）所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。
- （エ）公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。
- （オ）がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。
- （カ）危険箇所の警戒巡視に関する事。
- （キ）雨量、水位等の観測に関する事。
- （ク）工区班応援に関する事。

オ 工務班

- （ア）水防資機材の受払の調整に関する事。
- （イ）水防資機材の配分、輸送計画に関する事。

カ 工区班

- （ア）雨量、水位の観測に関する事。
- （イ）所管工事現場等の警戒巡視に関する事。
- （ウ）水防作業の技術援助及び指導に関する事。
- （エ）公共土木施設の被害状況調査に関する事。
- （オ）がけ崩れの被害状況調査に関する事。
- （カ）危険箇所の警戒巡視に関する事。

7 消防機関の態勢及び活動

- ・消防署では、気象の状況、台風の進路・規模、水災発生危険及び被害発生状況を総合的に判断し、所要の態勢をとる。
- ・洪水、内水氾濫等による、大規模な水災が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき、消防署では、区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに、水防活動を実施し、被害の拡大防止に努める。

杉並消防署	荻窪消防署
（電話） 3393-0119 （FAX） 3398-2209	（電話） 3395-0119 （FAX） 3395-0120
消防出張所 6 ○阿佐ヶ谷 杉並区阿佐谷北四丁目 29 番 10 号 電話：03-3337-0119 ○高円寺 杉並区高円寺南五丁目 33 番 8 号 電話：03-3316-0119 ○馬橋 杉並区高円寺南三丁目 8 番 1 号 電話：03-3314-0119	消防出張所 4 ○西荻 杉並区西荻南二丁目 2 番 4 号 電話：03-3331-0119 ○久我山 杉並区久我山二丁目 11 番 7 号 電話：03-3332-0119 ○天沼 杉並区天沼一丁目 46 番 4 号 電話：03-3391-0119

杉並消防署	荻窪消防署
○高井戸 杉並区高井戸東三丁目 32 番 2 号 電話：03-3335-0119 ○永福 杉並区下高井戸二丁目 21 番 37 号 電話：03-3328-0119 ○堀ノ内 杉並区堀ノ内二丁目 12 番 17 号 電話：03-3313-0119	○下井草 杉並区下井草三丁目 30 番 10 号 電話：03-3396-0119

（1）水災署隊本部の設置

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。水災発生時には、これらの機能を強化し、水災消防活動体制を確立する。

（2）配備動員態勢

ア 水防態勢

23 区、多摩東部及び多摩西部のうち、複数方面の所管区域に大雨又は洪水警報が発表された場合及びその他の気象状況により必要と認めた場合は水防態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

イ 水防非常配備態勢

23 区、多摩東部及び多摩西部の気象状況、降雨量、河川の増水状況及び被害の発生状況等により必要と認める場合は、水防第 1～第 4 非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

水防配備態勢を発令したときは発令時に勤務している人員及び所要の人員が、水防非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ 部隊編成

水防配備態勢及び水防非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

（3）消防活動

ア 消防機関の活動

- （ア）水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成する。
- （イ）河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- （ウ）水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域の立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域から撤去を命ずる。
- （エ）消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- （オ）消防機関の長は、水防管理者から水防本部を経由して出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行う。
- （カ）堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、直ちに関係機関に通

報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

イ 決壊時の措置

（ア）決壊の通報及びその後の措置

- ・堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換する等連絡を密にする。
- ・決壊後であっても、水防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（イ）立ち退き

a 立ち退きの指示

- ・洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。
- ・この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

b 避難誘導等

- ・立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。
- ・水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

ウ 情報収集

- （ア）署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき 119 番通報、河川の巡視、参集職（団）員情報等積極的な情報収集を行う。
- （イ）防災関係機関と連携し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

エ 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、水災、その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した水防活動にあたる。

（ア）水防活動

分団受持区域内に発生した水災害の水防活動を、所轄消防署（所）及び防災市民組織等と協力して行う。

（イ）消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として水防活動等の応援をするとともに、水防工法活動等を行う。

（ウ）情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

オ 東京消防庁災害時支援ボランティアの活動

東京消防庁災害時支援ボランティアの具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。

- （ア）応急救護活動 （イ）後方支援活動 （ウ）消防用設備等の機能確保支援
- （エ）危険物施設等の安全確保支援 （オ）火災調査支援

（4）大規模救助救急態勢

大規模救助事象及びその他の大規模な災害事故により多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の総力をあげて救助、救急業務を実施するとともに、関係機関と密接な連携により、効果的な活動を図る。なお、活動内容は、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第4章 第1節に準じて活動する。

第3節 水防工法

1 工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。標準的な水防工法は、以下のとおりである。

- (1) 積土のう工 (2) 鋼板防護工 (3) 護岸裏積土のう工 (4) かま段工
(5) 月の輪工 (6) 吸水性水のう積工 (7) シート張り工 (8) 立てかご工
(9) 川倉工 (10) 五徳縫い工 (11) 杭打ち継ぎ工 (12) 木流し工

なお、主な工法の材料、労力等は、【別冊・資料235】のとおりである。

2 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法(以下本節において「法」という。)第41～44条)

3 水防施設及び資材

水防管理者は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

(1) 水防用倉庫

杉並区及び都建設局第三建設事務所の水防用倉庫は、次のとおりである。

ア 杉並区水防用倉庫

倉庫名	所在地	電話
杉並土木事務所	成田東 3-17-30	3315-4178
南公園緑地事務所	高井戸東 1-18-5	3304-0521
北公園緑地事務所	下井草 4-21-8	3396-5261
南公園緑地事務所水防倉庫	高井戸東 1-18-5	
天王橋材料置場外 18 か所	成田西 3-8 外	

イ 都建設局第三建設事務所

倉庫名	所在地	電話
向陽橋水防倉庫	杉並区永福 3-1-1	3387-5137
新道橋水防倉庫	中野区沼袋 3-1-4	3387-5137

(2) 資材

前記各倉庫の備蓄資器材は【別冊・資料236】のとおり。

第4節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、以下(1)から(5)の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用もしくは収用
- (3) 車両、その他の運搬機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。(法第28条)

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理するものとする。(法第28条)

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第5節 水防活動等に関する報告

水防活動の実施、避難指示等の発表、被害が発生したときは、水防関係機関が情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努める。

1 巡視点検についての報告

水防管理者は、適宜「水防巡視点検表【別冊・資料237】」を作成し、要請があった場合、都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。

2 水防活動についての報告

水防管理者は水防活動終了後3日以内に「水防活動報告表【別冊・資料266】」を箇所毎に作成し、都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。また、年に4回「水防活動実施報告書【別冊・資料267】」を都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。

3 公共土木施設被害についての報告

- ・公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は被害後速やかに「被害報告表」【別冊・資料268】によりFAXで都建設局河川部防災課及び都建設局第三建設事務所へ報告するものとする。
- ・公共土木施設の被害とは、河川、道路、橋梁、下水道、公園、都市施設等とする。なお、災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、都建設局河川部防災課へ提出するものとする。

第6節 交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

本節においては、交通規制態勢、交通情報の収集、交通規制措置等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

1 風水害時の交通規制態勢

- (1) 被災地及び周辺は交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。
- (2) 交通の障害となっている倒壊樹木、壊流物、垂下電線等の除去及び道路、橋梁等の応急補修並びに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。
- (3) 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、通行規制予告に関する情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時や迂回経路等を示す。また、降雨予測等の変化に応じて、通行規制予告の見直しを実施する。

2 交通情報の収集

各警察署は、道路障害及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に努め、次の事項を調査の上、最高警備本部、方面警備本部に報告するとともに区本部に通報する。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) その他必要な事項

第7節 緊急通行車両等の確認事務等

災害時、応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制により、一般車両の交通が禁止、制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を行うことが必要とされる。

なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第3章 第1節に準ずる。

第8節 相互応援協力

応援協力・派遣要請については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第4章 第1節に準ずる。

第9節 自衛隊の災害派遣

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第4章 第1節に準ずる。

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

第9節 自衛隊の災害派遣

第5章 情報通信の確保

第1節 情報の収集と通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防関係機関は的確な情報の把握に努め、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 区の情報収集体制

気象状況により、水害応急対策室又は災害対策本部を設置した場合は、水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部において情報の収集、発信を行う。

（1）勤務時間中に発災した場合

学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の被害状況等を有線電話、無線等あらゆる手段を利用して水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に報告する。

（2）勤務時間外に発災した場合

ア 都市型災害対策緊急部隊に指名されている職員が参集途上において収集した情報を集約し、概括的に現状の把握に努める。

イ 都市型災害対策緊急部隊が参集するまでの情報収集は、休日、夜間警戒本部の職員等が対応する。

2 情報の収集

区は、次の方法を用いて情報の収集を行う。

（1）東京都災害情報システム（DIS）

東京都災害情報システム（DIS）を活用し、「各種防災気象情報」、「各種観測情報」、「道路・ライフライン情報」等、各種気象情報や河川水位情報等を収集する。

（2）気象庁ホームページ

（ア）気象庁のホームページを通じて、気象に関する情報（気象警報・注意報、大雨危険度、早期注意情報、指定河川情報、台風情報）等を入手する。

（イ）水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。

（ウ）警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、気象庁「注意報・警報の種類及び基準一覧表」が適用される。

・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区を通じて区民にも伝達される。

・気象庁が発表した気象情報（警報のみ）は、NTT 東日本を通じて区に伝達される。

（3）地域 BWA を活用した WEB カメラ、街角防犯カメラ、公開型 GIS「すぎナビ」

地域 BWA を活用した WEB カメラ、街角防犯カメラ、公開型 GIS「すぎナビ」を活用し、区内の被害状況を把握する。

（4）防災情報提供システムによるメール配信

気象庁東京管区气象台の防災情報提供システムによるメール配信により、気象情報や、記録的短時間大雨情報等の情報を入手する。

（5）ホットメール

都が管理する洪水予報河川及び水位周知河川において、氾濫危険情報の情報をメールで入手できる。

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第5章 情報通信の確保
第1節 情報の収集と通信連絡

2-1 情報の種類と発表基準

(1) 東京管区気象台管内（東京地方 23区西部 杉並区）（令和2年(2020年)10月1日現在）

注意報	基準値	
風雪注意報	13m/s 雪を伴う	
強風注意報	13m/s	
大雨注意報	表面雨量指数基準※1	11
	土壌雨量指数基準※1	123
洪水注意報	流域雨量指数基準※1	神田川流域=9.2, 妙正寺川流域=5.7, 善福寺川流域=8.9
	複合基準※2	神田川流域=(5, 9.2), 妙正寺川流域=(5, 5.7), 善福寺川流域=(5, 8.9)
	指定河川洪水予報による基準	—
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
濃霧注意報	視程 100m	
霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2℃以下	
低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
着氷・着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃から 2℃の時	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

（令和2年(2020年)10月1日現在）

警報	基準値	
暴風雪警報	25m/s 雪を伴う	
暴風警報	25m/s	
大雨警報	表面雨量指数基準※1	23
	土壌雨量指数基準※1	174
洪水警報	流域雨量指数基準※1	善福寺川流域=11.2
	複合基準※2	妙正寺川流域=(8, 6.4), 善福寺川流域=(8, 10)
	指定河川洪水予報による基準	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

（令和2年(2020年)7月30日現在）

特別警報	基準と指標
大雨特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に次のいずれかの指標を満たした場合に発表される。</p> <p>【確率値を用いた場合の指標】 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に大雨特別警報を発表される。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値（48時間降水量376mm、土壌雨量指数242）以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値（3時間降水量149mm、土壌雨量指数242）以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。（ただし、3時間降水量が150mm※3以上となった格子のみをカウント対象とする。）</p> <p>【指数値を用いた場合の指標】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</p>
暴風特別警報	<p>【台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)】 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。</p> <p>①台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。</p> <p>②温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。</p>
暴風雪特別警報	
大雪特別警報	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p> <p>【雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)】 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深(27cm)となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。</p>

（令和元年(2019年)6月4日現在）

その他	基準値
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mm
早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の2段階で発表

発表官庁:気象庁

（2）東京都（伊豆諸島、小笠原諸島を除く）の注意報・警報の発表基準値一覧表

（別表1）大雨注意報基準（令和元年（2019年）5月29日現在）

市町村等を まとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	129
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

（別表2）洪水注意報基準（令和2年（2020年）10月8日現在）

市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区 西部	千代田区	日本橋川流域=9.9 神田川流域=24	日本橋川流域= (7, 9.9) 神田川流域= (7, 24)	—
	中央区	日本橋川流域=13.1 隅田川流域=39.3 神田川流域=24	日本橋川流域= (7, 13.1) 隅田川流域= (13, 39.3) 神田川流域= (7, 24)	—
	港区	古川流域=7.2	古川流域= (11, 6.6)	—
	新宿区	神田川流域=18.1 妙正寺川流域=9.9	神田川流域= (5, 18.1) 妙正寺川流域= (5, 9.9)	—
	文京区	神田川流域=22.3	神田川流域= (7, 22.3)	—
	品川区	立会川流域=8.3 目黒川流域=14.4	立会川流域= (6, 8.3) 目黒川流域= (6, 11.6)	—
	目黒区	呑川流域=6.5 立会川流域=4.5 目黒川流域=14.1 蛇崩川流域=6.8	呑川流域= (7, 5) 立会川流域= (7, 3.6) 目黒川流域= (7, 11.3) 蛇崩川流域= (7, 5.8)	—
	大田区	呑川流域=10.1	多摩川流域= (12, 54.2) 呑川流域= (6, 7.2)	多摩川 [田園調布（上）]
	世田谷区	野川流域=12 仙川流域=9.7 丸子川流域=3.1 呑川流域=3.9 蛇崩川流域=6.3 烏山川流域=6.7 北沢川流域=6.8	多摩川流域= (10, 57) 野川流域= (6, 11.5) 仙川流域= (6, 8.3) 丸子川流域= (6, 2.2) 呑川流域= (6, 3.6) 蛇崩川流域= (6, 6.3) 烏山川流域= (6, 5.4) 北沢川流域= (6, 6.8)	多摩川 [田園調布（上）]
	渋谷区	渋谷川流域=7.6 神田川流域=12.4	渋谷川流域= (6, 6.9) 神田川流域= (5, 9.5)	—
	中野区	神田川流域=12.4 妙正寺川流域=8.1	神田川流域= (5, 9.5) 妙正寺川流域= (5, 8.1)	—
	杉並区	神田川流域=9.2 妙正寺川流域=5.7 善福寺川流域=8.9	妙正寺川流域= (5, 5.7) 神田川流域= (5, 9.2) 善福寺川流域= (5, 8.9)	—
	豊島区	神田川流域=21.1	神田川流域= (5, 13.7)	—
	北区	隅田川流域=37.1 新河岸川流域=37 石神井川流域=14.5	石神井川流域= (8, 14.5) 新河岸川流域= (12, 35.6) 隅田川流域= (10, 20)	荒川 [岩淵水門（上）]
	板橋区	白子川流域=11.4 石神井川流域=16	石神井川流域= (6, 11.2) 白子川流域= (12, 10.8) 新河岸川流域= (10, 29.5)	荒川 [治水橋・岩淵水門（上）]
	練馬区	石神井川流域=7.9 白子川流域=9.3	石神井川流域= (11, 4.7) 白子川流域= (7, 9.3)	—

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

（別表3）大雨警報基準（令和元年（2019年）5月29日現在）

市町村等を まとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	182
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

（別表4）洪水警報基準（令和2年（2020年）10月8日現在）

市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区 西部	千代田区	日本橋川流域=12.4	神田川流域= (25, 27.9)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	日本橋川流域=16.4 隅田川流域=49.2	神田川流域= (25, 28)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区		—	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区		妙正寺川流域= (8, 11.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	文京区		—	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	立会川流域=10.4	目黒川流域= (9, 12.9)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区	呑川流域=8.2 立会川流域=5.7 蛇崩川流域=8.6	立会川流域= (11, 4) 目黒川流域= (17, 12.5)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	大田区	呑川流域=12.7	多摩川流域= (12, 60.2) 呑川流域= (14, 8)	多摩川 [田園調布 (上)]
	世田谷区	丸子川流域=3.9 呑川流域=4.9 蛇崩川流域=7.9 北沢川流域=8.5 烏山川流域=8.4	仙川流域= (9, 10.9) 呑川流域= (9, 4) 烏山川流域= (9, 7.5) 北沢川流域= (9, 7.6)	多摩川 [石原・田園調布 (上)] 野川・仙川 [大沢池上・鎌田橋野川・ 鎌田橋仙川]
	渋谷区		渋谷川流域= (10, 7.7) 神田川流域= (20, 13)	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋] , 神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区		神田川流域= (20, 13) 妙正寺川流域= (8, 9.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	杉並区	善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域= (8, 6.4) 善福寺川流域= (8, 10)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	豊島区		神田川流域= (17, 23.7)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	北区	隅田川流域=46.4 新河岸川流域=46.3 石神井川流域=18.2	石神井川流域= (10, 16.3) 新河岸川流域= (14, 39.5) 隅田川流域= (18, 30.9)	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]

市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	板橋区	石神井川流域=20 白子川流域=14.3	石神井川流域= (16, 12.5) 白子川流域= (22, 12) 新河岸川流域= (22, 38.6)	荒川 [治水橋・岩淵水門（上）]
	練馬区	石神井川流域=11.9 白子川流域=11.7	石神井川流域= (27, 6.2)	—

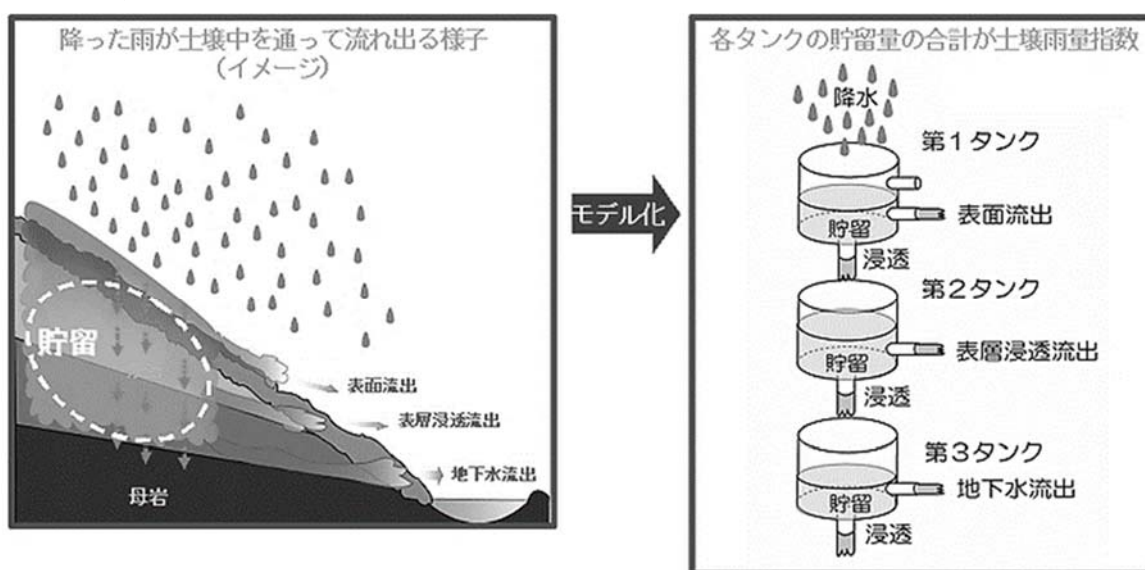
※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

【土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説】

●土壌雨量指数

- ・土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。
- ・大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、「タンクモデル」を用いて数値化したものである。
- ・土壌雨量指数は、各タンクに残っている水分量（貯留量）の合計として算出され、土壌中の水分量に相当する。
- ・土壌雨量指数そのものは、相対的な土砂災害危険度を示した指標であるが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生の危険度を判断することができる。

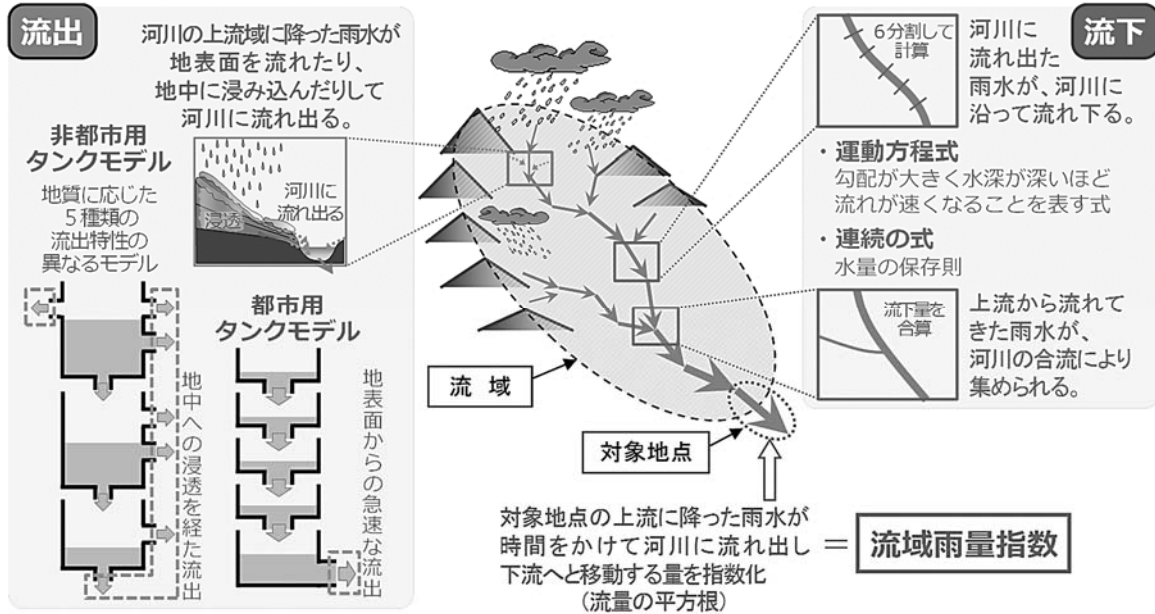
（雨が土壌中に貯まっていく様子とタンクモデルとの対応）



●流域雨量指数

- ・流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。
- ・流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1km メッシュに分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデル（流出過程）や運動方程式・連続の式（流下過程）を用いて数値化したものである。
- ・流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標であるが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水発生危険度を判断することができる。

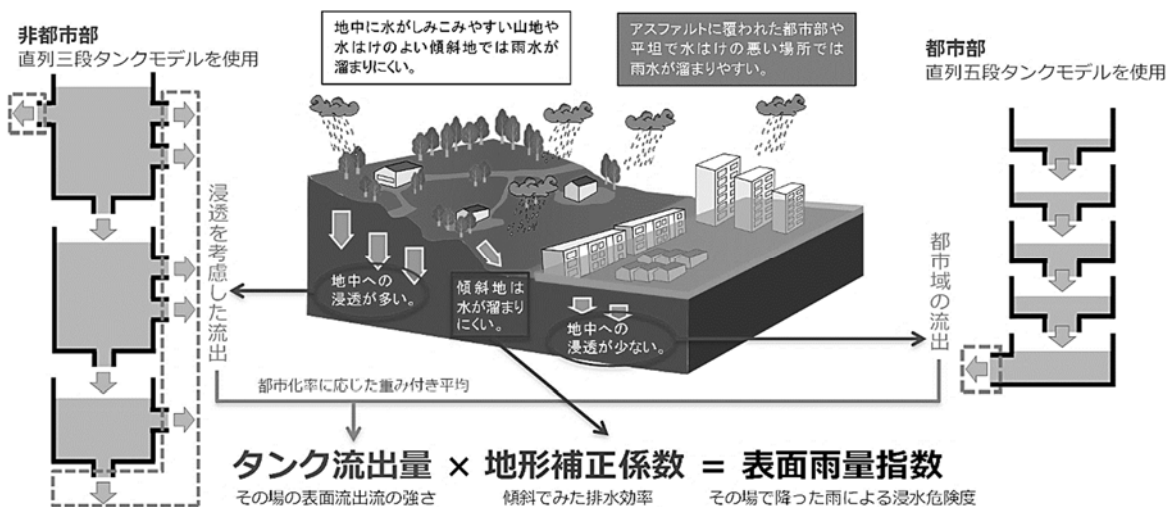
（流出過程と流下過程の関係）



●表面雨量指数

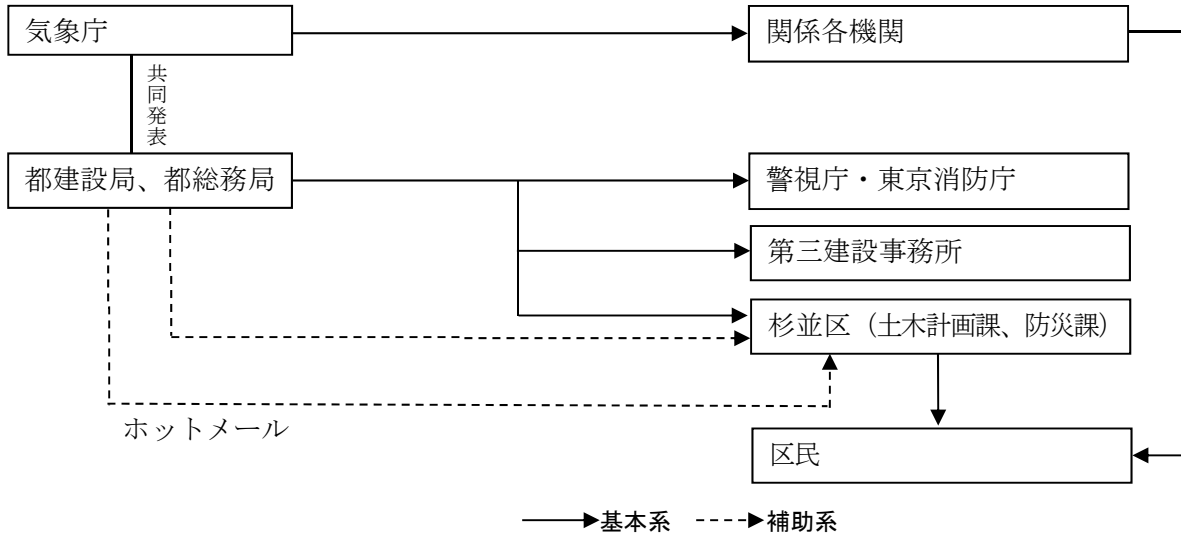
- ・表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
- ・降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。
- ・表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標であるが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生の危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうか等）を判断することができる。

（タンクモデルを利用した表面雨量指数の算出方法）



（3）土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。



（4）大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

（5）大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

（6）洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水発生危険度の高まりを地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

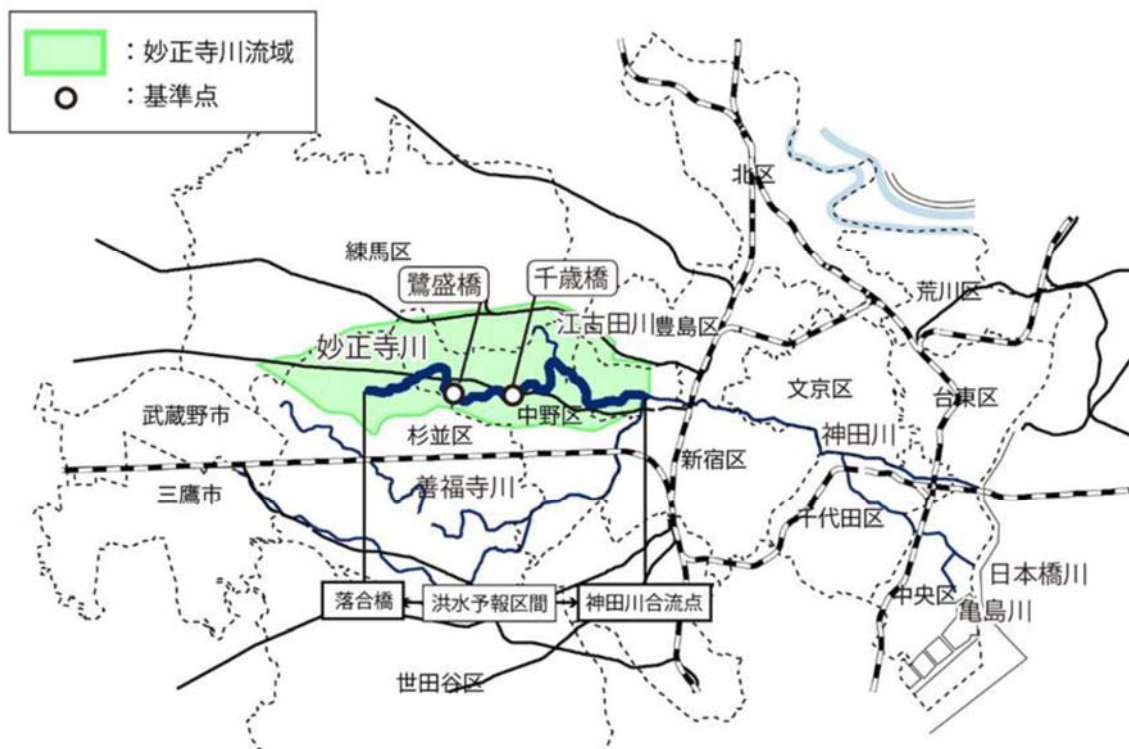
（7）神田川洪水予報

気象庁の1時間先までの雨量予測をもとに、水位の変動を予測し、神田川が溢れるおそれのある場合に、東京都と気象庁が共同で洪水予報（氾濫危険情報）を発表する防災情報である。

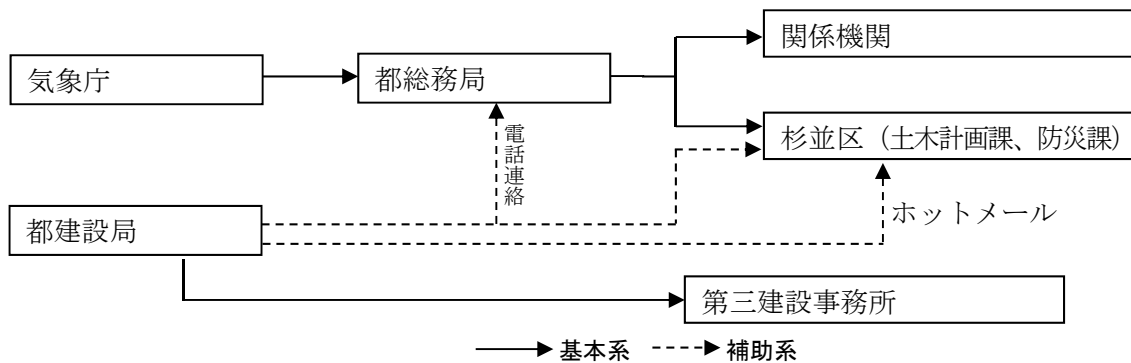
ア 洪水予報河川の範囲

河川名	区間		基準地点
神田川	左岸	自 三鷹市井の頭3丁目322番地 至 隅田川合流点	番屋橋 和田見橋
	右岸	自 三鷹市井の頭3丁目322番地 至 隅田川合流点	南小滝橋 飯田橋

図表 妙正寺川洪水予報実施区間と基準地点



イ 妙正寺川洪水予報伝達系統



ウ 洪水予報河川発表基準水位

単位：A.P.

基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
鷺盛橋	中野区大和町	—	—	35.60 m	37.19 m
千歳橋	中野区沼袋	—	—	33.14 m	34.73 m

ウ 発表基準水位

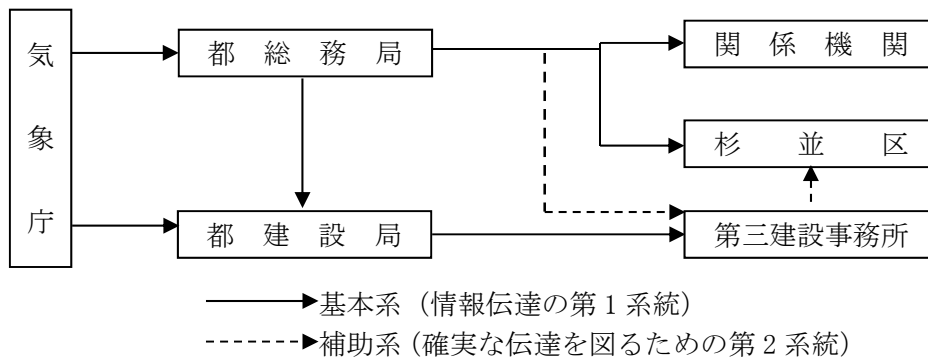
上段：A.P. 下段：水が溢れるまでの高さ

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位
善福寺川	西田端橋	杉並区荻窪	—	—	40.56m (0.3)m

2-2 気象情報伝達

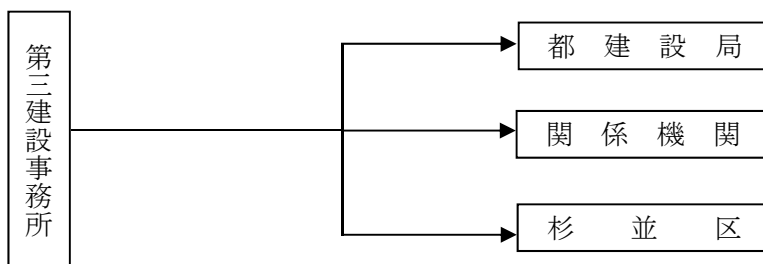
気象情報伝達系統図は以下のとおり。

なお、気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁及びNTT 東日本を通じて区に伝達される。



3 環状七号線地下広域調節池取水施設に関する情報の収集

環状七号線地下広域調節池取水施設（神田川・善福寺川・妙正寺川）を操作する第三建設事務所が、気象状況による水位の変動を十分監視し、操作規則等に基づき遅滞なく操作を行う。なお、環状七号線地下広域調節池取水施設の操作情報の伝達系統図は以下のとおり。



4 観測通報

区は、管内の雨量、水位等の正確なデータをテレメーターシステムにより迅速に入手するとともに、都建設局（都水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。また、東京都第三建設事務所、杉並土木事務所、南・北公園緑地事務所、管内消防署に転送するものとする。

4-1 観測所の設置箇所

区分	観測所名称	所在地	摘要
雨量観測所	武蔵野市役所	武蔵野市緑町 2-2-28	テレメーター化
	原寺分橋	西荻北 4-40	〃
	丸山橋	上荻 4-2	〃
	本村橋（南荻窪）	南荻窪 3-30	〃
	相生橋（杉並土木事務所）	成田東 3-17-30 3315-4178	〃
	久我山橋	久我山 2-16	〃
	池袋橋（南公園緑地事務所）	高井戸東 1-18-5 3304-0521	〃
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃
	下井草（北公園緑地事務所）	下井草 4-21-8 3396-5261	〃
	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1 3312-2111	〃
	武蔵野橋	堀/内 1-27	〃
	※和田見橋	中野区弥生町 5-7	〃
<雨量 12 局>			

水位観測所	永久橋	下井草 3-7	テレメーター化
	原寺分橋	西荻北 4-40	〃
	丸山橋	上荻 4-2	〃
	本村橋（南荻窪）	南荻窪 3-30	〃
	松見橋	荻窪 2-5	〃
	西田端橋	荻窪 1-43	〃
	相生橋（杉並土木事務所）	成田東 3-17 3315-4178	〃
	白山前橋	成田東 2-7	〃
	宮下橋	大宮 1-6	〃
	※和田堀第六号調整池	大宮 1-6	〃
	武蔵野橋	堀/内 1-27	〃
	定塚橋	堀/内 2-1	〃
	緑橋	久我山 3-30	〃
	久我山橋	久我山 2-16	〃
	池袋橋（南公園緑地事務所）	高井戸東 1-18-5 3304-0521	〃
	向陽橋	永福 3-1	〃
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃
方南橋	方南 1-52	〃	
富士見橋	和田 1-23	〃	
<水位局 19 局>			

区分	観測所名称	所在地	摘要
警報装置	永久橋	下井草 3-7	テレメーター化
	丸山橋	上荻 4-2	〃
	本村橋（南荻窪）	南荻窪 3-30	〃
	松見橋	荻窪 2-5	〃
	西田端橋	荻窪 1-43	〃
	相生橋（杉並土木事務所）	成田東 3-17 3315-4178	〃
	白山前橋	成田東 2-7	〃
	宮下橋	大宮 1-6	〃
	3号調節池	大宮 1-20	〃
	2号調節池	大宮 1-22	〃
	武蔵野橋	堀/内 1-27	〃
	定塚橋	堀/内 2-1	〃
	久我山橋	久我山 2-16	〃
	池袋橋（南公園緑地事務所）	高井戸東 1-18-5 3304-0521	〃
	向陽橋	永福 3-1	〃
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃
	方南橋	方南 1-52	〃
	富士見橋	和田 1-23	〃
<警報 18局>			
監視装置	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1 3312-2111	テレメーター化
風向風速	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1 3312-2111	テレメーター化

(注)テレメーター化とは、水位雨量等情報電送処理システムに導入され、区が監視装置により、集中観測・制御できるものをいう。

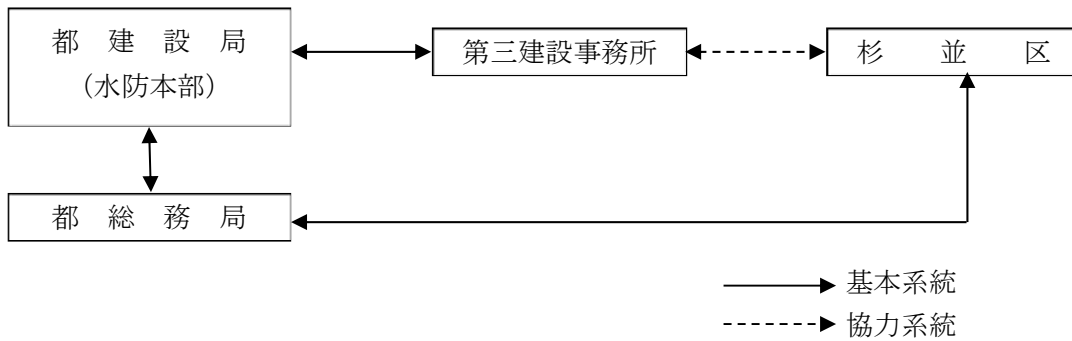
※和田見橋雨量局、和田堀第六号調整池水位局は、東京都第三建設事務所の所管。

4-2 河川監視

河川監視カメラで、各河川の監視地点水位等河川状況の監視を行うものとする。

区分	監視地点名称	所在地	河川名
監視カメラ	丸山橋	上荻 4-2	善福寺川
	松見橋	荻窪 2-5	〃
	武蔵野橋	堀/内 1-27	〃
	富士見橋	和田 1-1	神田川
	向陽橋	永福 3-1	〃
<カメラ 5基>			

4-3 観測通報連絡系統



第2節 情報連絡体制

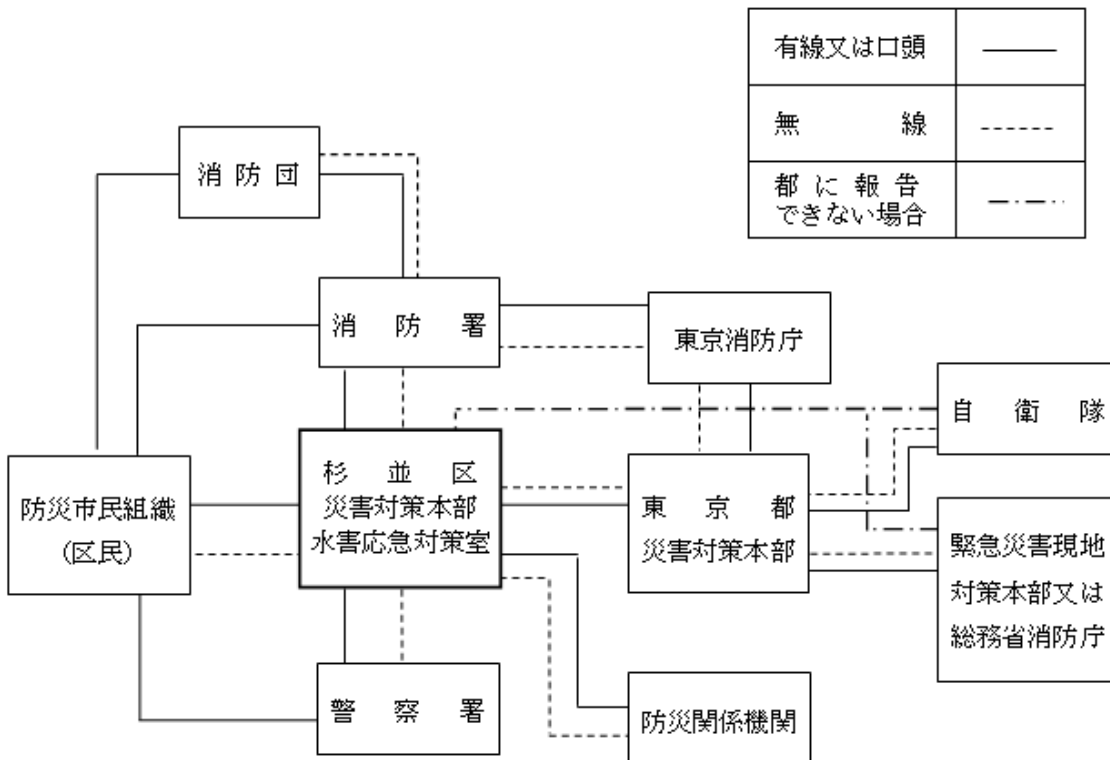
1 情報連絡体制

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関が緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

このため、本節においては災害時の情報連絡体制に関し必要な事項を定める。

1-1 情報連絡体制の流れ

災害時の情報の流れは、次のとおりである。

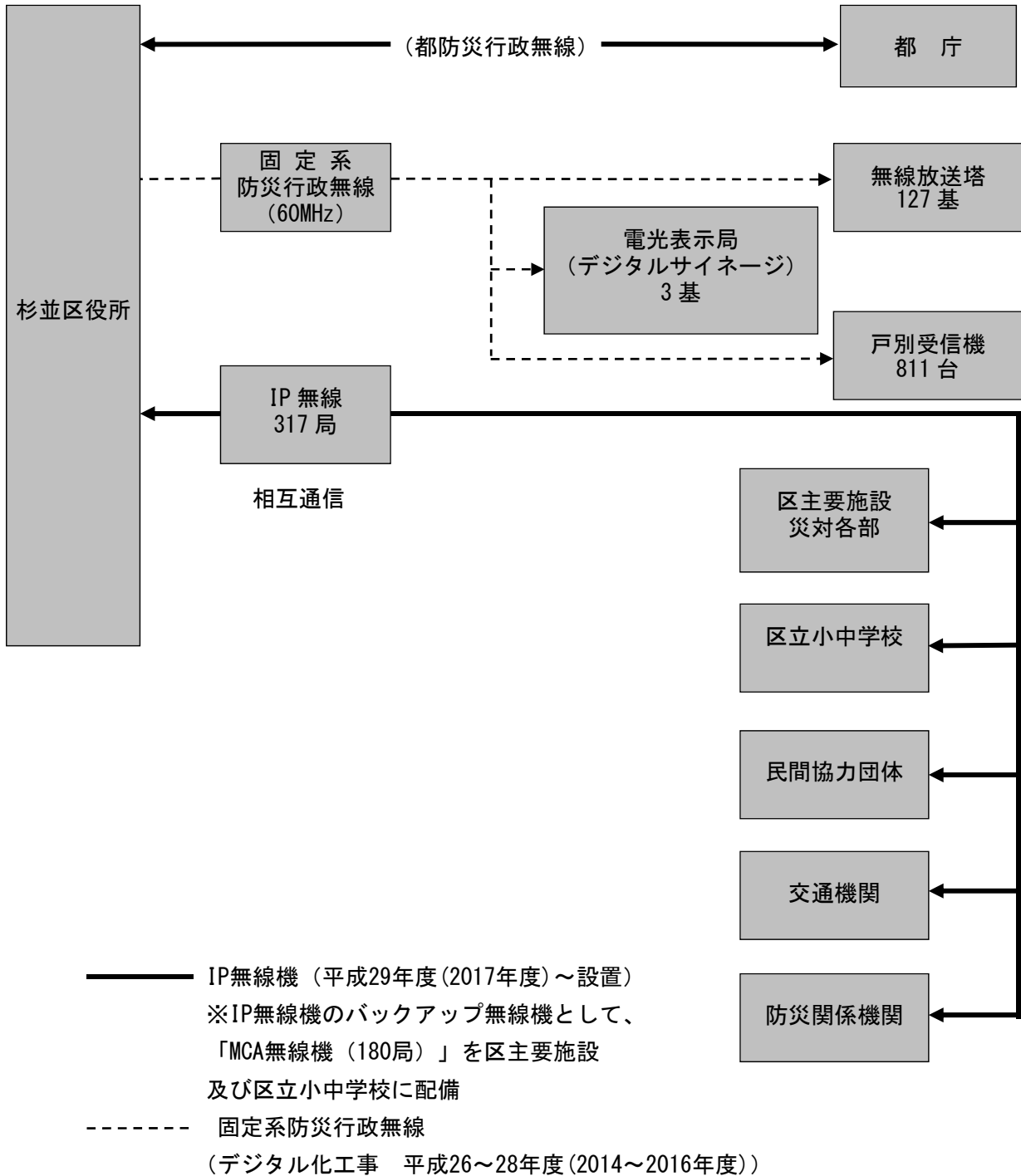


- ・区は都本部に対し、東京都防災行政無線を使用して直接情報連絡を行う。
- ・区は、保有する防災行政無線等又はその他の手段の活用により、区の各機関、都及び指定公共機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- ・消防署は、災害等の発生時において、当該災害に関する情報を次の手段により収集し、区に通報するとともに、区及び関係機関と相互の情報交換を図る。
- ・消防機関の災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部及び各防災関係機関等との情報連絡を行う。
- ・主な情報収集事項は、水災発生状況及び消防活動状況、救助・救急は発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
- ・区、警察署、消防署等防災関係機関は、災害に関する情報の収集、伝達を確保するため、相互協力体制の確立を図る。【別冊・資料 27】

1—2 区の防災行政無線

区は、東京都（都防災行政無線による）、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に整備している防災無線網を活用し、災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡を行う。【別冊・資料 23、24】

図表：杉並区防災行政無線系統図（令和5年(2023年)8月現在）



1—3 通信連絡体制の確立

（1）通信連絡の方法

- ア 通信連絡の原則：通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。
- イ 通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。
- ウ 通信連絡事項の表題末尾には、その内容を類別できる用語を、通知、要請、指示、命令、報告等のように標示する。

（2）防災関係機関からの情報連絡員の派遣

区本部は、円滑な応急対策の推進を図るために、防災関係機関に対して情報連絡員の派遣を要請することができる。なお、現状では、台風の規模等に応じて、各消防署、自衛隊、都から情報連絡員が派遣される。

第3節 災害予警報等情報の発令・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や区民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

1 異常現象の通報、伝達

区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、もしくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に迅速に周知する。

2 一般的な災害原因に関する情報の通報

区は、地象等災害原因に関する重要な情報について都もしくは関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に周知する措置をとる。

3 気象、地震等の予・警報の伝達

区は、気象等の特別警報・警報・注意報について、都、警察署、消防署等の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、区民に周知する。

特に、気象等の特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

4 情報伝達方法

（1）区の情報伝達

- ア 避難指示等の区民への重要な情報の伝達は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、CATV（J:COM）及び紙媒体等を活用する。なお、洪水予報等及び土砂災害に関する情報の伝達についても同様とする。
- イ 収集した情報を整理の上、都及びその他防災関係機関と情報の共有化を図る。
- ウ その他新しいメディアを使って災害時の情報伝達を行う。

（2）局地的大雨に関する迅速な情報提供

6時間以内の短期予測で1時間雨量30ミリを超える情報を得た場合、区公式ホームページ及び防災・防犯情報メールを活用して、局地的大雨に対する注意喚起を図る。なお、必要に応じて、複数回の注意喚起を行う。

（3）円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達

区は、想定される降雨量等に応じて、順次避難所を開設する。その他、区内河川の水位や内水氾濫等の防災情報について、区公式ホームページ等で掲載する。また、公開型GIS「すぎナビ」や防災・防犯情報メールにて、安全な避難経路について周知する。

（4）放送要請

- ア 区では、災害により公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第56条に基づく警報の伝達又は警告をする必要が生じたときは、放送機関に対し「放送要請」を行う。
- イ 上記「放送要請」は、原則として都総務局を経由して行う。ただし、都との通信途絶等、これによりがたい場合は、直接放送機関に要請することとし、事後速やかに都に報告する。
- ウ なお、上記に関わらず、災害情報を放送する必要が生じたときは、CATV（J:COM）に対して「放送要請」を行う。

（5）災害時要配慮者利用施設への情報伝達

区は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者利用施設の管理者等に対して電子メール、杉並区「防災・防犯情報メール」、FAX、防災行政無線等を活用し、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難指示等の防災情報を伝達する。【別冊・資料244】

（土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧）

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校（敷地内の一部）	高井戸東1丁目12番1号

（洪水予報、避難指示等の伝達方法）

分類	施設種別	伝達方法
水害	地下街等	管理者等と協議した伝達方法
	災害時要配慮者利用施設	
土砂災害	災害時要配慮者利用施設	

第4節 被害状況等の調査報告

1 被害状況の調査

（1）区は、次の対応を可能とする災害情報システムを運用し、区民に発信・共有する。

- ア 災害発生時に、現地の被害状況等について区民等からの直接情報提供に加え、公開型GIS「すぎナビ」への投稿やSNS等の情報収集を行い、その情報を、災害情報システム²を使用して速やかに把握

² 災害情報について、GIS（地理情報システム）を使用して速やかに把握し、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行う等、二次災害の発生を防止する

握する。

イ 最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行う等、二次災害の発生防止につなげる。また、区民等へ災害時情報共有システムの活用方法の普及啓発を図る。

(2) 区は、水害発生時の水害応急対策室又は災害対策本部において、被災者に対する各種支援を行うための基礎情報を収集するために、被害調査隊を設置し、被害規模に応じた調査体制を編成し、速やかに被害状況を調査し、被害情報の整理を行い、その情報を関係機関へ提供していく。

2 区本部への報告

(1) 報告すべき事項

水害応急対策室又は災害対策本部の各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、活動状況等を報告する。【別冊・資料26】

(2) 報告の区分

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

ア 速報

(ア) 気象・地象状況

異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。

(イ) 被害状況

被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。

(ウ) 措置状況

災害応急対策の措置状況を都度報告する。

イ 中間報告

(ア) 被害状況

災害発生後被害状況が確定するまで、所掌事項に関して所定の報告様式にとりまとめ、毎日正午までに前日の分を報告する。

(イ) 措置状況

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分を報告する。

ウ 確定報告

(ア) 被害状況

被害状況が確定したときは、電話又は口頭により報告し、以後3日以内に重ねて文書により報告する。

(イ) 措置状況

災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめて報告する。

3 東京都への報告

- ・水害応急対策室又は災害対策本部は、各部及び防災関係機関からの被害状況、活動状況等を取りまとめ、災害情報システム（DIS）への入力により都に報告する。
 - ・災害情報システム（DIS）への入力を使用できない場合は、災害報告様式に記入し、防災行政無線、電話、FAX 等あらゆる手段で報告するものとする。
 - ・「災害年報」は、毎年1月1日から12月31日までの災害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- また、災害救助法に基づく報告については、第1部第9章「第15節 災害救助法の適用」の定めるところにより行うものとする。

4 東京消防庁

- （1）各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。
- （2）主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、災害時要配慮者情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。

第5節 広報及び広聴活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び各防災関係機関は一体となって迅速かつ適切でわかりやすい広報活動を行う。また、速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

本節においては、災害時の広報・広聴活動及び報道機関への発表について必要な事項を定める。

1 広報活動

区分	内容
杉並区	<p>区は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) 開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況（一定時間毎）</p> <p>(3) 避難の際の注意と避難誘導経路の周知</p> <p>(4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況</p> <p>(2) 医療機関の診療状況</p> <p>(3) 被害情報</p> <p>(4) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 安否・居所情報</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>(7) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況</p> <p>(8) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>(9) 区内のスーパー、ガソリンスタンドの営業状況</p> <p>3 復旧期の広報</p> <p>(1) 仮設住宅</p> <p>(2) 融資</p> <p>(3) り災証明書</p> <p>(4) 税等の減免</p> <p>(5) 休校・授業再開等の学校・保育園情報</p> <p>(6) 店舗の営業状況</p> <p>(7) 生活相談</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) 防災行政無線、災害情報メール、電話通報、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、SNS、CATV（J:COM）、公開型GIS「すぎナビ」、Lアラートによる広報</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p> 広報車が不足する場合は、警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を依頼する。</p> <p>(3) 口頭、掲示、臨時広報紙等による広報</p> <p>5 広報手段の多様化</p> <p> 上記の広報手段のほか、様々な手段の活用について検討し、可能なものから整備していく。</p> <p>6 停電や通信障害発生時の対応</p> <p> 停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報を迅速かつ定期的に紙媒体や広報車で情報提供を行う。</p>

区分	内容
消防署	<p>1 広報活動</p> <p>災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象及び水位の状況</p> <p>(2) 水災及び土砂災害に関する情報</p> <p>(3) 被災者の安否情報</p> <p>(4) 水防活動状況</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供</p> <p>(2) 消防車両の巡回</p> <p>(3) デジタルサイネージ、ホームページ、SNS、消防アプリ</p> <p>消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
警察署	<p>1 広報活動</p> <p>各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時適切な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</p> <p>(2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</p> <p>(3) 感電、転落、溺水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</p> <p>(4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</p> <p>(5) 犯罪の防止</p> <p>(6) その他、各種告示事項</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) パトロールカー、白バイ、広報車による広報</p> <p>(2) 拡声装置、携帯用拡声器による広報</p> <p>(3) 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報</p> <p>(4) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>(5) 相談所の開設</p> <p>(6) ホームページ等による情報提供</p>

区分	内容
都 水 道 局	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 災害発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ 水道局活動状況の現況 オ SNSによる住民等への情報提供依頼 カ その他住民等への協力要請 <p>(2) 応急対策活動開始時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 災害時給水ステーション（給水拠点）の位置紹介及び応急給水状況 エ その他住民等への協力要請 <p>(3) 応急対策の進捗に伴う広報（応急対策会議終了ごとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水道局施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 本日の復旧活動の概要 エ 水質悪化等による飲用不可の地域 オ 水質についての注意 カ その他住民等への協力要請 キ 復旧作業の実施方針 ク 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーション（給水拠点）の周知 ケ 災害時給水ステーション（給水拠点）の混雑状況、変更等の紹介 <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する他、ホームページ・SNSを活用して行う。</p> <p>(2) 水道局総務・広報班（サービス推進部サービス推進課）との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供等の方法で行う。</p>

区分	内容
東京電力パワーグリッド	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項</p> <p>非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な災害の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。</p> <p>具体的内容は次による。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>(7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項</p> <p>万一来に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>
東京ガス	<p>1 広報内容</p> <p>被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</p> <p>2 広報手段</p> <p>テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等</p>

区分	内容
NTT東日本	<p>1 災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、公式ホームページ、新聞掲載等の方法によって次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(1) 通信途絶及び利用制限の理由・内容</p> <p>(2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等</p> <p>(3) 通信利用者に協力を要請する事項</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤル(171)の開設、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の開設</p> <p>(5) その他の事項</p> <p>ア 緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。</p> <p>イ 広報車、案内板、窓口にて周知等広報活動を行う。</p> <p>2 「NTT東日本からのお願い」として周知する。</p> <p>(1) 重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。</p> <p>(2) お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。</p> <p>(3) 停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので注意してください。</p> <p>3 公衆電話の無料化を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道	<p>災害時に避難の放送、立看板等により情報を提供し、混乱防止に努める。</p> <p>（異常時における広報の要点）</p> <p>1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。</p> <p>2 災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。</p> <p>3 正しい情報をわかり易く、正確な表現で案内する。</p> <p>4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく案内する。</p> <p>5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。</p> <p>6 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、状況に対応した的確な放送で鎮静するとともに、社員が常にリーダーとなって行動する。</p>
首都高速道路	<p>お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ等を最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>
高速道路 中日本	<p>災害発生後、直ちに警視庁と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供し、通行の安全確保に努める。</p>

2 広聴活動

- (1) 水害応急対策室又は災害対策本部は相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。
- (2) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。
- (3) 消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談、説明、案内にあたる。また、都民からのメールによる問い合わせにも対応する。

3 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、各防災関係機関から収集した情報に基づき、広報班が一元的に行う。
この場合、各防災関係機関は説明員を同席させる等協力するものとする。
- (2) 各防災関係機関が独自に報道機関に発表する必要があるときは、事前又は事後にその内容を水害応急対策室又は災害対策本部に報告するものとする。

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第5章 情報通信の確保

第5節 広報及び広聴活動

第6章 医療救護・保健等対策

「具体的な取組【応急対策】、【復旧対策】」については、共通的な内容として、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第6章に準ずる。

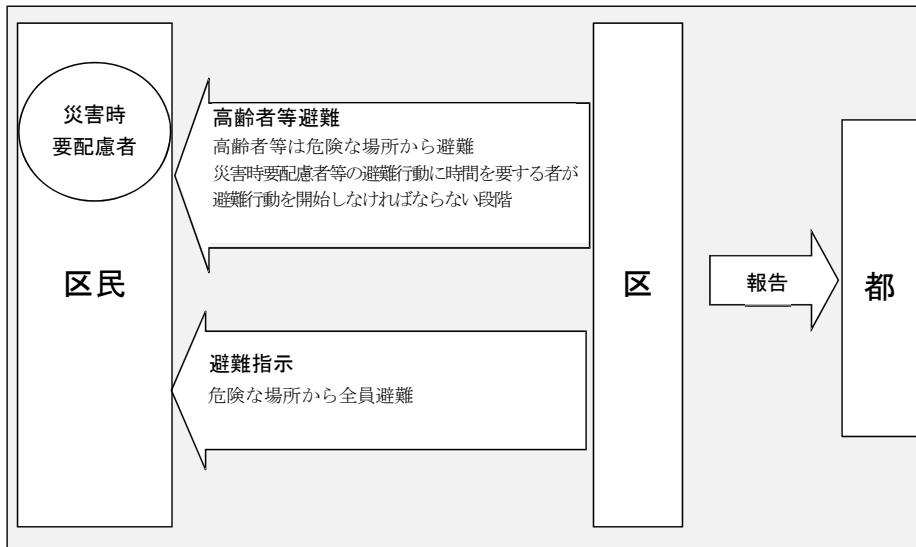
第7章 避難者対策

第1節 避難態勢

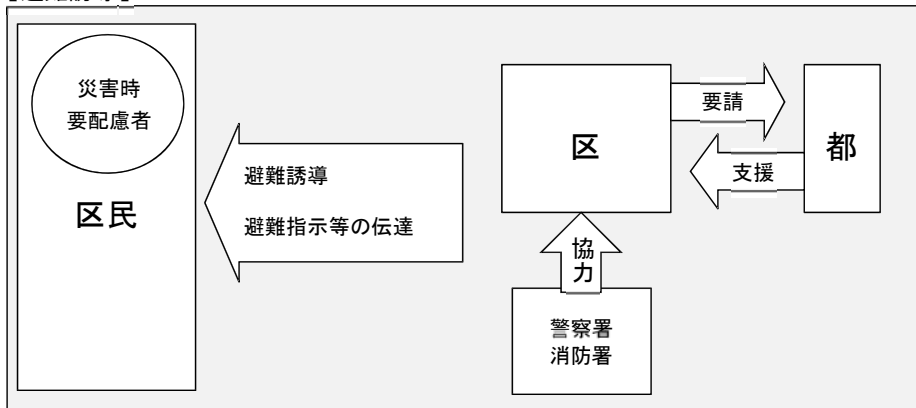
1 避難態勢

杉並区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。

【高齢者等避難・避難指示】



【避難誘導】



2 高齢者等避難、避難指示の発令

(1) 避難行動の考え方

ア 避難行動

高齢者等避難、避難指示の対象とする避難行動は、区が指定する避難所への移動する「水平避難」のみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 区が指定する避難所への移動
- ② (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (親戚や友人の家等)
- ③ 建物内の安全な場所での待避 (自宅上階への移動等)

イ 避難行動の呼称（用語の整理）

避難指示等が発令された場合、区民が置かれる状況に応じてとるべき避難行動が異なる。区は避難行動について、以下の二つに整理する。

表 避難行動の呼称

呼称	意味
立ち退き避難	区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動
屋内安全確保	2階以上の安全を確保できる高さに移動する等、屋内に留まる安全確保

（2）避難指示等の意味と区民に求められる避難行動

区は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、大雨、洪水、土砂災害等災害の種別毎に、必要な地域を示して避難指示等が発令する。避難が必要な区民等に求められる行動は、次のとおりである。

ア 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の範囲外に住居している区民の行動

可能な限り自宅で避難（屋内安全確保）する。ただし、危険と感じた場合は、周辺の安全を確認しながら、躊躇せずに避難所に立ち退き避難する。

イ 洪水浸水想定区域の範囲内に住居している区民の行動

（ア）2階建以上の戸建住宅又は2階建以上の集合住宅に住居している区民の行動

2階建以上の居室又は集合住宅における上階の共有スペース等に垂直避難する。

（イ）1階建の戸建住宅又は上階のない集合住宅に住居している区民の行動

最寄りの避難所や親戚・友人の家等の安全な場所に立ち退き避難する。最寄りの避難所が混雑している場合は、収容人数に比較的余裕がある避難所に立ち退き避難する。

ウ 土砂災害警戒区域等の範囲内に住居している区民の行動

最寄りの避難所や親戚・友人の家等の安全な場所に立ち退き避難する。最寄りの避難所が混雑している場合は、収容人数に比較的余裕がある避難所に立ち退き避難する。

なお、避難が必要な区民等に求められる行動を周知の際には、お年寄りや子供にも解りやすく伝えられるような表現を工夫する。

表 立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難指示等	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・避難所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保 ・既に災害が発生している状況であり、立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月）を参考に作成

（3）避難指示等の発令の判断基準

区は、災害の種別毎に、以下の基準に基づき、避難行動が必要な地域を示して、避難指示等を発令する。

避難指示等は、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示すものであるが、避難指示等の発令の判断基準は、避難のための準備や移動に時間を要することを考慮し、立ち退き避難をする人がいることを前提として設定する。

なお、避難指示等の発令基準については、令和3年(2021年)5月以降に公表される「避難情報に関するガイドライン」に基づき、見直しを図る。

ア 水害の避難指示等

・区は、河川の洪水等により、人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるとき、次の基準にもとづき、避難指示等を発令する。

・避難指示等の発令の対象範囲は、「杉並区水害ハザードマップ」【別冊・資料 図2】を基準として、床上浸水以上が想定される浸水深50cm以上の区域とする。

・台風による大雨等、事前に降雨状況等の予測が可能な場合、災害対応の状況、今後の避難指示発令の見通し、考えられる避難行動等について、分かりやすく適切に状況を区民に伝達する。

（ア）洪水予報河川（都管理）における避難指示等の発令基準

<神田川>

避難指示等	発令基準
<p>【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>1 次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 （１）神田川の番屋橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である34.10mに到達することが予想される場合 （２）気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 （３）神田川・環状七号線地下調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合 （４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 （１）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合 （２）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 （３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 4】 避難勧告</p>	<p>1 次の（1）～（6）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（1）東京都から「神田川氾濫危険情報」が発令された場合</p> <p>（2）神田川の番屋橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である34.10 mに到達した場合</p> <p>（3）気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（4）神田川・環状七号線地下調節池の貯水率が9割を超えた場合</p> <p>（5）杉並区に大雨特別警報が発令された場合</p> <p>（6）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（1）～（5）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（1）神田川氾濫危険情報が発表されている場合</p> <p>（2）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（3）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（4）東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、神田川・環状七号線地下調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</p> <p>（5）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>1 次の（1）～（3）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（1）神田川の番屋橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である34.10mを越えた状態で、氾濫発生水位（都指定）である34.93mに到達するおそれが高い場合</p> <p>（2）越水やいっ水のおそれがある場合</p> <p>（3）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>
<p>【警戒レベル 5】 災害発生情報</p>	<p>1 区内で決壊や越水・いっ水が発生した場合 ※防災関係機関や区職員からの報告により把握ができた場合</p>

<妙正寺川>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 3】 避難準備・高齢 者等避難開始</p>	<p>1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 35.60m に到達することが予想される場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>（２）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>1 次の（１）～（５）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）東京都から「妙正寺川氾濫危険情報」が発令された場合</p> <p>（２）妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 35.60m に到達した場合</p> <p>（３）気象情報や降水短時間予報等で、妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（４）杉並区に大雨特別警報が発令された場合</p> <p>（５）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）妙正寺川氾濫危険情報が発表されている場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、妙正寺川の永久橋水位観測局（区管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>1 次の（1）～（3）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難指示（緊急）を発令する。 （1）妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が氾濫危険水位（都指定）である35.60mを越えた状態で、氾濫発生水位（都指定）である37.19mに到達するおそれが高い場合 （2）越水やいっ水のおそれがある場合 （3）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>1 区内で決壊や越水・いっ水が発生した場合 ※防災関係機関や区職員からの報告により把握ができた場合</p>

（イ）水位周知河川（都管理）における避難指示等の発令基準

<善福寺川>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>1 次の（１）～（６）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）善福寺川の西田端橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である40.56mに到達することが予想される場合</p> <p>（２）洪水警報が発表された場合で、次のア～イに該当する場合</p> <p>ア 西田端橋基準点（都管理）の上流に位置する原寺分橋又は丸山橋の水位が急激に上昇している場合</p> <p>イ 善福寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（11.2）に到達する場合</p> <p>（３）和田掘第六調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</p> <p>（４）善福寺川調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</p> <p>（５）環状七号線地下広域調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</p> <p>（６）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>（２）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 4】 避難勧告</p>	<p>1 次の（１）～（８）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）善福寺川の西田端橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 40.56 m に到達した場合</p> <p>（２）善福寺川氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>（３）善福寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（11.2）を大きく超過する場合</p> <p>（４）和田掘第六調節池の貯水率が 9 割を超えた場合</p> <p>（５）善福寺川調節池の貯水率が 9 割を超えた場合</p> <p>（６）環状七号線地下広域調節池の貯水率が 9 割を超えた場合</p> <p>（７）杉並区に大雨特別警報が発令された場合</p> <p>（８）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（７）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）善福寺川氾濫危険情報が発表されている場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、善福寺川の西田端橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（４）東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、和田掘第六調節池の貯水率が 9 割を超えるおそれがある場合</p> <p>（５）東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、善福寺川調節池の貯水率が 9 割を超えるおそれがある場合</p> <p>（６）東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、環状七号線地下広域調節池の貯水率が 9 割を超えるおそれがある場合</p> <p>（７）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>
<p>【警戒レベル 4】 避難指示（緊急）</p>	<p>1 次の（１）～（２）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（１）越水やいっ水のおそれがある場合</p> <p>（２）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>
<p>【警戒レベル 5】 災害発生情報</p>	<p>1 区内で決壊や越水・いっ水が発生した場合 ※防災関係機関や区職員からの報告により把握ができた場合</p>

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第7章 避難者対策
第1節 避難態勢

（ウ）局地的大雨の注意喚起の発令基準

区では、局地的大雨に関する迅速な情報提供を実施することで、区民に対して注意喚起を実施する。

- ・大雨注意報、洪水注意報等が発表され、日本気象協会、気象庁等から提供される情報のうち、6時間以内の短期予測で1時間雨量30ミリを超える情報を得た場合等で必要があると判断される場合、ホームページ及び杉並区災害・防災情報メールを活用して、局地的大雨に対する注意喚起を図る。なお、必要に応じて、杉並区災害・防災情報メールで複数回注意喚起を実施する。
- ・大雨注意報、洪水注意報等が発表され、気象庁から提供される情報のうち、3時間以内の短期予測で1時間雨量30ミリを超える情報を得た場合等で必要があると判断される場合、8時から20時までの間において、防災行政無線を活用して、局地的大雨に対する注意喚起を図る。

（エ）内水地域における避難指示等発令時の避難行動

- ・内水地域については、河川のいずれかに避難指示等が発令された際は、原則、屋内安全確保による避難行動を実施する。
 - ・浸水深が深く、立ち退き避難が必要となる浸水が発生したことを把握した場合は緊急安全確保を発令する。
- ※各人は「わが家の水害ハザードマップ」等を参考に、居住の地域が水害に対して危険な場所なのかを確認しておき、避難指示等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする。

イ 土砂災害の避難指示等

区は、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき、避難指示等を発令する。なお、区内には、7か所の土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域6か所）がある。

■土砂災害における避難指示等の発令基準

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>1 次の（1）～（3）の内容から総合的に判断し、土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（1）大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（赤色）になり、その領域が区内の土砂災害警戒区域等に該当する場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（赤色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（赤色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>（2）気象情報や降水短時間予報等により、土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合</p> <p>（3）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（1）～（4）の内容から総合的に判断し、土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（1）大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>（2）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>（3）強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>（4）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>

避難指示等	発 令 基 準
<p>【警戒レベル 4】 避難勧告</p>	<p>1 次の（１）～（５）の内容から総合的に判断し、土砂災害警戒区域周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>（２）大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（薄い紫色）になった場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（薄い紫色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（薄い紫色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>（３）大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>（４）土砂災害の前兆現象が発見された場合</p> <p>（５）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、土砂災害警戒区域周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）大雨警報（土砂災害）が発表され、気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合</p> <p>（２）強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、土砂災害警戒区域周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（１）土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（紫色）になった場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（紫色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（紫色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>（２）土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>（３）避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を区民に促す必要がある場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
<p>【警戒レベル 5】</p>	<p>1 土砂災害が発生した場合 ※防災関係機関や区職員からの報告により把握ができた場合</p>

避難指示等	発 令 基 準
災害発生情報	

（4）避難指示等の発令

機関名	内容
杉並区	<p>区長は、避難指示等の判断に際し必要があると認めるときは、都知事に対し、当該勧告等に関する事項について助言を求める。問い合わせ先は以下のとおり。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問い合わせ先（風水害・土砂災害） 東京都水防本部 03-5320-5435</p> <p>区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、避難指示等の対象範囲、区民への伝達内容等を定めて当該地域住民に対し避難指示等を発令する。</p> <p>この場合直ちに都本部に報告し、住民へは警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線、災害情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、SNS、広報車等により迅速かつ的確に伝達する。</p>
警察署	<p>現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合直ちに避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を区長に通知する。</p>
消防署	<p>消防署長は、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。</p>
東京都	<p>都知事は、避難指示等にあたって、区より助言を求められた場合は、所掌事務に関して必要な助言を行う。</p> <p>都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。</p>

（5）避難指示等の伝達時の留意事項

区は、避難指示等を伝達する際には、次の事項に留意の上、区民が積極的に避難行動をとるよう努める。

- ・危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する。
- ・避難の対象者を明確にする。
- ・避難指示等に対応する警戒レベルを明確にする。
- ・警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

（6）避難指示等の解除

避難指示等を解除する際は、今後の気象状況を踏まえ、避難指示等の対象地域における安全性を確認したうえで、行うものとする。

3 警戒区域の設定

・災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

・区職員が現場にいない場合、又は区長から要求があったときは、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使する。この場合直ちにその旨を区長に通知する。

4 避難誘導

住民が避難所等へ避難する場合、適切な誘導等を行うことにより避難住民の安全を確保し、混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導態勢については、次のとおりとする。

機関名	内容
区	<p>高齢者等避難、避難指示が発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、あらかじめ指定した避難所に避難者を誘導する。</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者については、住環境や障害の特性、言語の違い等を踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。併せて、安否確認を行う。</p> <p>区は災害情報システムを活用し、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行う等、二次災害の防止につなげる。</p>
警察署	<p>高齢者等避難、避難指示が発令された場合、区からの協力要請に基づき、あらかじめ指定された避難所に区民の避難誘導の支援を行う。</p> <p>誘導経路（誘導距離は、概ね1km程度とする。）を、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置する等事故防止に努める。</p> <p>また、夜間の場合には、照明器具を活用し、浸水場所等には、必要によりロープ等の資材を配置し、安全を期するものとする。</p>
消防署	<p>高齢者等避難、避難指示が発令された場合、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を、関係機関に通報する。</p> <p>また、上記の避難経路等については、安全確保に努める。</p> <p>高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</p>

5 災害時要配慮者利用施設の対応

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、区から避難に関する情報が伝達された場合、避難確保計画に基づいて施設利用者等の安全を確保する。

第2節 避難所の設置・運営

水災によって住居が被害を受けた被災者等に対しては、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、避難所を開設し、受入れ・保護する必要がある。

本節では、風水害時における避難所の設置、運営等について、必要な事項を定める。

1 避難所開設

・洪水やがけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めるときは、区長は、警察署長と協議して、避難指示を発令するとともに、避難所を開設する。また、都市型災害対策緊急部隊で対応する休日・夜間等の緊急時には、部隊招集と同時に事前に指定した避難所の開設にあたる。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

・避難所における救援活動態勢及び避難所を開設したときの都等への連絡は、震災救援所開設の場合に準ずる。

（1）開設場所

開設する避難所については、第1部 第3章 第8節に準ずる。

なお、地域集会施設等で避難生活を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。

（2）受入基準

避難所の受入基準は、居室 3.3m²当たり概ね2人とする。なお、この基準は感染症への対応等、必要な場合には、弾力的に運用する。

（3）開設時期及び期間

ア 被災者、負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、開設を発令する。

イ 区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認を受ける。

（4）救援活動態勢

ア 避難所には、水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部の職員を配置する。

イ 避難所職員は、立入禁止区域及び土足禁止区域を設定の上、速やかに避難所を開設し、被災者の受入態勢を整えるとともに、開設状況等を区本部に報告する。また、一定時間毎に避難者収容人数を水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に報告する。

ウ 避難所において関係機関と協力し、概ね次の救援活動を行う。

（ア）災害関連情報の収集、伝達

（イ）受入避難者の記録、尋ね人等への対応

（ウ）災害時要配慮者の安否確認、救援

（エ）避難者の防疫、衛生に関すること

（オ）死体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること

（カ）ボランティアの受入れ、配置

エ 避難所において、区は、避難者の救援に必要な資機材等の確保に努める。また、治安確保のための措置を行う。

オ 区立小・中学校は、必要に応じて避難所の管理運営について連携して活動する。また、学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担について定めるものとする。

カ 停電等により通信が途絶した場合、避難者自身による情報の把握に支障が生ずる場合、避難所内で、適宜、現在の気象情報、区内の状況等を周知する。

2 感染症対策

区は、避難所での集団感染を防止するため、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

（1）避難者の受入れ

区は、受付窓口で避難者の状態を把握したうえで、容態に応じて複数の避難スペースを案内する。また、濃厚接触者の避難を確認した場合、区水害応急対策室に報告する。

（2）感染症対策に配慮した避難所の運営方法

区は、避難者同士による感染拡大や区職員を媒体とした感染拡大を防止するため、感染拡大防止に配慮の上、次の内容を避難者の協力を求めながら実施する。

ア 避難所内でのマスクの着用や手洗い、手指消毒の周知

イ 避難者同士の間隔の確保

ウ 定期的な換気の実施

エ 施設内の手すり、ドアノブ等の共有スペースの定期的な消毒の実施

オ 可能な限り、トイレ等の共有部分のゾーニングの徹底（体調不良者スペース等の立入禁止を含む）

カ 区職員のマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の着用

（3）体調不良者スペースの対応

区は開設マニュアルの施設利用計画に基づき、「濃厚接触者」と「体調不良者」とで、専用スペースをそれぞれ設定する。

3 避難所運営の人的支援

被害状況によって避難所運営が長期化することが想定される場合等には、東京都やスクラム自治体に応援職員の派遣要請を検討する。また、一般ボランティアや専門ボランティア、避難所運営の専門性を有したNPO団体や学識経験者等の外部支援者の支援の活用を図る。

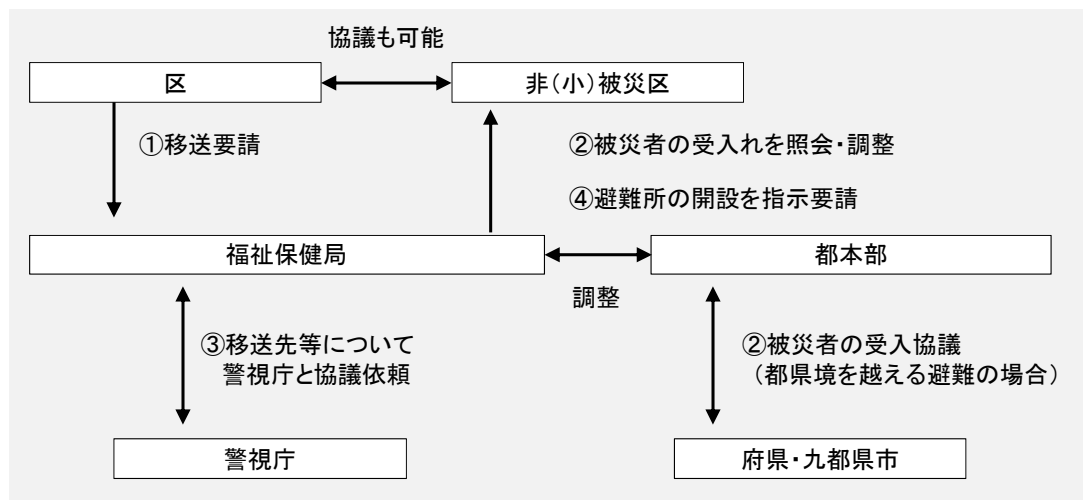
4 近隣区市への協力要請

被害状況に応じて、近隣の区市と連携し、避難者相互の受け入れや避難所として使用可能な施設の提供について、相互に協力する体制整備に向けた検討を進める。

5 福祉避難所(仮)の開設検討

特別な支援や介護を必要とする区民に対し、臨時的、応急的に受け入れる避難所として、福祉避難所(仮)の開設を検討する。

6 被災者の他地区への移送



区の定める被災者の他地区への移送方法は次のようになる。

- ・区長は、区が設置する避難所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについて協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- ・被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、移送先における避難所管理者を決定し、区水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に所属する職員を移送先区市町村へ派遣するよう努める。
- ・移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施する。
- ・被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。
- ・都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに避難所等を開設し、受入態勢を整備する。

第8章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。
(杉並区地域防災計画震災編 第1部第9章 第1節に準ずる。)

第1節 飲料水の供給

1 給水

- ・大規模な風水害が発生した場合（水道の供給が不可能となり現に飲料に適する水を得ることができない場合等）に、避難者等に飲料水を給付する。
- ・都及び区市町村は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。

2 災害時給水ステーション（給水拠点）での都と区の役割分担

給水活動は、都水道局が、区と協力して行う。また、状況により必要がある場合は全局的に対応するほか、警視庁及び自衛隊等への応援要請も行う。

機関名	各災害時給水ステーションにおける対策内容		
	給水拠点	車両輸送	避難所等
区、施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水槽での資器材の設置 ○ 住民への給水活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、施設利用者への給水活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓、排水栓及び避難所応急給水栓への仮設給水栓の設置 ○ 住民への給水活動
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水拠点（浄水場（所）・給水所等）における資器材の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両への注水 ○ 水の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓及び排水栓への仮設給水栓の設置 ○ 住民への給水活動（区へ引き継ぐまで）

3 目標水量

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1日1人当たり3ℓとする。なお、目標とする応急水量は、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

4 区の給水態勢

給水体制の詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部第9章 第1節に準ずる。

第2節 生活用水の供給

被災者の衛生管理を図るうえで、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要生活用水の確保である。避難所では、断水した場合の生活用水として、防災井戸や学校のプールの水等の使用を想定する。

なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第9章 第1節に準ずる。

第3節 食料・生活必需品等の供給

大規模な風水害が発生した場合、食品流通機構は一時的に麻痺状態を来すことが予測される。そのような状況にあっても、避難者に対して速やかに食料の配布ができるよう、平常時から食料の確保に努めるとともに、調達・搬送を含めた体制を整えておく必要がある。また、想定以上の避難者が避難した場合等必要に応じて、積極的に都の寄託物資等を活用していく。

1 避難所における避難者への給与

区では、避難所において食料の給与の必要が生じたとき、個包装であることや調理が不要といった観点に基づき備蓄している、「水害対策備蓄食料」を避難者へ配布する。また、食料、毛布、カーペット等、都の寄託物資も併せて活用する。

①水害避難所1カ所当たりの食料・生活必需品一覧

水害対策備蓄食料	数 量
コッペパン	200 食
水(500ml)	96 本

②「水害対策備蓄食料」を備蓄している災害備蓄倉庫一覧

No.	施設名	構造・面積	所在地
1	杉並区立和田災害備蓄倉庫	鉄筋 40.00 m ²	和田2-31-18 和田小学校隣接
2	〃 阿 佐 谷 南 〃	〃 239.32 m ²	阿佐谷南1-15-1 区役所地下
	計	279.32m ²	

2 避難所における避難生活者への給与

区は、避難所における生活が長期化した場合、避難生活者用として区立小中学校等（震災救援所）に備蓄されている食料を、避難者等に給与する。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第9章 第1節に準ずる。

第4節 備蓄・支援物資の輸送、輸送車両等の確保

「備蓄・支援物資の輸送」及び「輸送車両等の確保」については、共通的な内容として、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第9章に準ずる。

第9章 住民の生活の早期再建

第1節 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第2節 し尿処理

区は、「杉並区災害廃棄物処理計画」に基づき、し尿を処理する。貯留したし尿は、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール）へ搬入する。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第3節 災害廃棄物処理

区は、都や関係機関と調整を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）の適正処理を図る。

なお、災害廃棄物処理にあたっては、杉並区震災がれき処理マニュアルにしたがって処理する。

1 災害廃棄物処理

詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

2 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等障害物の除去は、該当する住家を早急に調査の上実施する。

（1）土石、竹木等の障害物の除去の対象となるもの

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの。（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）
- イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

（2）実施機関等

ア 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として、区が実施する。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 災害救助法適用後

（ア）区は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、都と協力して実施する。

（イ）都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。使用資材等は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足の場合は、東京建設業協会から資機材、労力等の提供を求める。

3 河川障害物の除去

区は、災害時に管内河川、公共溝きよ（排水路）を巡視するとともに、特に橋脚、暗きよ流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を実施する。なお、区は、労力、機材等が不足する場合には、区内建設業者の協力を求めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起再生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等により被災者の生活確保を図る。詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第2節に準ずる。

第5節 中小企業への融資

災害により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第2節に準ずる。

第6節 義援金の受付・保管・支給

一般から拠出された義援金で区に寄託されたもの及び都、区市町村、日本赤十字社等からなる東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）から送付された義援金を、確実、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第2節に準ずる。

第7節 り災証明書の発行

地震、風水害等により被災した世帯の再建を支援するために、国、都及び区において住宅新築・補修にかかる資金の貸付等の各種公的融資や、租税、保険料等の減免・徴収猶予などを実施することがある。

その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要であるため、区においては被災世帯に対してり災証明書を、また、消防署長は申請者に対し焼損状況の調査等に基づきり災証明書を交付する。

1 発行準備

（1）調査体制及び発行体制の構築

住家被害認定調査の実施やり災証明書の交付に向けて、調査経験者や元地域課職員の確保も含めて体制を構築する。また、必要に応じて対口支援による応援職員の受入れについても検討する。

（2）自己判定方式の採用検討

区内の被害概況から明らかに準半壊に至らない程度の被害に該当する家屋について、現地による調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する「自己判定方式」の採用に向け検討を進める。

なお、自己判定方式で提出された資料等で、準半壊以上となる可能性がある場合は、従来通り現地調査により判定する必要がある。

自己判定方式の手順（例）は、次のとおり。

内容	手順（例）
自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。 【広報内容】 <ul style="list-style-type: none"> 自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる等） 自己判定方式の申請書類等の受付窓口 自己判定方式による申請受付の開始時期 被災状況の写真撮影 等
申請書類等の周知	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を周知する。 ー申請に必要な書類等について説明した書類 ー申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
申請の受付	り災証明書に係る窓口等で、自己判定方式の申請を受け付ける。 受付後、申請書類の内容を確認し、明らかに準半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば、り災証明書を交付する。

（3）調査環境及び発行環境の整備

被災者生活再建支援システムに住民情報や家屋情報を登録する等のシステム稼働に向けた準備や資機材、会場の確保を実施する。

（4）調査計画の策定及び住家被害認定調査

住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程等を含む調査計画を策定する。また、住家被害認定調査の調査員及び庁内外の関係部署と共有し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて調査を実施する。

ア 調査計画の策定

被害情報を収集し、収集した被害情報に基づいて調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を策定する。

検討・実施項目	概要
調査業務経験のある地方公共団体への相談	り災証明書交付業務全体を円滑に進めるため、調査方針に着手する前に、住家被害認定調査業務の経験のある地方公共団体に相談
被害情報の収集	調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集
関連情報の収集	隣接区市の調査方針と調査スケジュール、講じられる各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報を収集
調査方針の設定	調査方針として、調査対象、調査対象地域、被害区分、調査結果の伝達方法、調査手法を決定
調査件数の想定	被害範囲にあると見込まれる住家の件数を算出
全体スケジュールの確認・調整	各種の被災者支援施策のスケジュールを勘案し、り災証明書交付開始日を設定

イ 調査方法

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。

調査棟数が少ない場合は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも検討する。

種別	内容
第1次調査	<ul style="list-style-type: none"> ・【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 ※堤防決壊等の水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。
第2次調査	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 ・外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 ※外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要がある。

※風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要がある。

ウ 判定方法

（ア）調査による判定

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」のうち、水害による被害の判定方法に定められている方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

（イ）航空写真等を活用した判定

発災前後の航空写真等が入手でき、航空写真等を活用することが調査の効率化及び迅速化に繋がる場合、当該航空写真等を活用して判定する。また、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変化している等、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等、一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行う。

なお、航空写真等からだけでは住家の被害が判定できない場合には、現地調査を実施する。

（５）消防署との連携

風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、消防署と連携を図る。

（６）り災証明書の発行に関わる調整

- ・住家被害認定調査の調査結果をデータ化する。
- ・住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居等の日程を確認しながら、り災証明書の発行日程について庁内で調整する。

- ・都や近隣区市とり災証明書の発行日程の足並みを揃える等調整を実施の上、被災者に広報する。

2 交付手続

- ・区は、被災者の申請により、り災証明書を交付する。ただし、消防署長が交付する火災によるり災証明については、消防署（所）、及び消防署と区が協議した場所において交付する。また、区民に対して、交付窓口の開設時期及び開設場所などについて、適切な方法により広報する。
- ・交付機関については、区民生活部地域課において交付する。（災害の規模によっては、震災時の態勢である救援部にて処理を行う。）

3 証明の範囲

り災証明書（消防署長が交付するり災証明書の交付を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害の範囲で、次の事項について証明する。【別冊・資料261】ただし、消防署長が交付する火災によるり災証明書の交付の様式は東京消防庁が定める。消防署が交付するり災証明（火災被害）と区が交付するり災証明書（火災以外）が重複・内容相違することがないように、消防署との合同調査を行う体制を整備し、合同による訓練に取り組む。

（1）住家、住家以外の建造物の被害

ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊
エ 半壊 オ 準半壊 カ 一部損壊 キ 床上浸水（土間上浸水） ク 床下浸水

4 証明手数料

無料とする。

5 近隣自治体との調整

り災証明書の交付基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

6 再調査の実施

発行したり災証明書について、被災者から同意が得られない場合、再調査（第2次調査）を実施する。

7 被災者台帳の整備

災害対策基本法第90条の3により、被災者台帳を整備する。整備にあたっては、住家被害認定調査を基本に、各種台帳との整合性や都主税局の固定資産台帳データ、消防署の火災調査による台帳等との調整を図る。記載する主な内容は次のとおりとする。

ア 記載内容

氏名（世帯構成）、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他区市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、災害時要配慮者であるときはその旨及び災害時要配慮者に該当する事由、その他内閣府令で定める事項

イ 個人情報保護

台帳の整備及び利用については、杉並区個人情報保護条例に留意するとともに、災害対策基本法等に基づく利用ができることとする。

第8節 応急仮設住宅等の供与

災害時には、住家が倒壊又は破損することが予想される。その場合、自己の資力では、居住する住家

を確保できない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置等を行う。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第2節に準ずる。

第9節 応急教育

災害時における区立子供園、小・中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の園児、児童・生徒（以下本節において「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針（以下「基本方針」という。）、杉並区立学校標準マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針（以下「指針」という。）に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第10節 応急保育

災害の発生に伴い、未就学児童及び小学校在学児童等（以下「対象児童」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、避難所又は区立保育園等において、緊急かつ一時的な保育（以下「応急保育」という。）を実施する必要がある場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第11節 災害遺児等の一時的保護

災害により保護者が死亡又は行方不明等となり、身寄りのなくなった乳幼児及び児童の身体の安全を確保するため、避難所で一時的な保護を行う。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第12節 応急育成

災害の発生に伴い、児童館、子ども・子育てプラザに来館する児童等（以下「対象児童」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、避難所又は児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブにおいて、緊急かつ一時的な育成（以下「応急育成」という。）を実施する必要がある場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。このため、子ども家庭部児童青少年課及び児童館、子ども・子育てプラザ及び学童クラブは、応急育成に関する計画を策定しておく。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第13節 文化財施設

文化財は、重要な国民的財産であることに鑑み、施設管理者は、次のような応急措置を講ずるものとする。

- 1 文化財が被災し又はそのおそれがある場合には、直ちに消防署に通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努めなければならない。
- 2 消防署等関係機関は、被災文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 3 文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都・国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。

- 4 所有者又は管理者は、定期的に消防署等関係機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検・整備を実施する。

第14節 労働者の確保

災害時においては、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める必要がある。災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部にて処理を行う。なお、詳細については、杉並区地域防災計画震災編 第1部 第11章 第1節に準ずる。

第15節 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助の実施

- ・災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施するものである。
- ・区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。なお、事態が切迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法に基づく救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について、都知事の指示を受けるものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、杉並区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- (1) 区内の住家滅失世帯数が150以上になったとき。
- (2) 都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき。
- (3) 都内の住家滅失世帯数が12,000以上になった場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、区内の多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が半焼し又は半壊するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半焼・半壊する等著しく損傷したもの

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、しゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

災害に際し、区における災害が、前記第2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

第16節 災害救助法に基づく報告

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、【別冊・資料28】による。

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

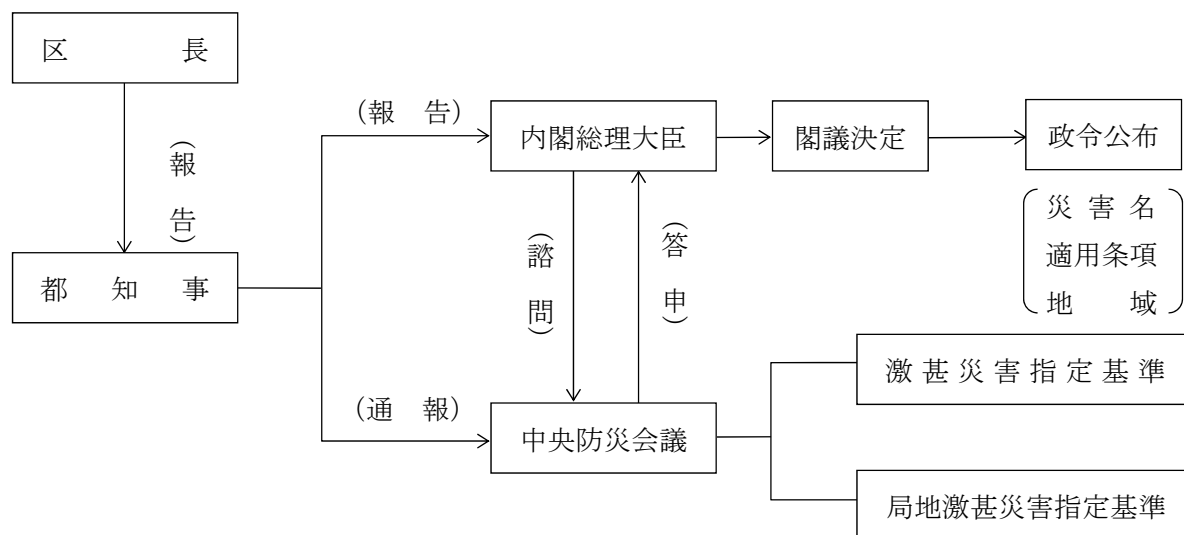
災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

3 基金の活用

災害救助法に基づく応急救助等の実施に要する費用については、財政調整基金等を活用する。

第17節 激甚災害指定の手続

- ・区長は、災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）
- ・内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して、翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第18節 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は日時
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に際しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第19節 激甚災害指定基準等

中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」は、次のとおりである。

激甚災害指定基準

昭和37年(1962年)12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.5%を超える災害 (B基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.2%を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える災害</p>
<p>法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）の概ね0.2%を超える災害 (B基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上 一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 2 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年（1968年）11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置

第20節 特別財政援助等の申請手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局に提出する。激甚法に定める主な事業及び都関係局は【別冊・資料262】のとおり。

風水害編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第9章 住民の生活の早期再建

第20節 特別財政援助等の申請手続

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

水害による甚大な被害を受けた後の復興には、長い期間を要するほか、大規模で広範な実務が必要になる。復興対策を円滑に実施するためには、復興に関する基本的な考え方や具体的な復興の進め方、復興体制等について、あらかじめ十分な準備をしておかなければならない。

なお、復興計画の作成に際しては、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2章 災害復興体制の整備

風水害による被害が発生後、まず応急・復旧対策を臨時的・機動的に実施するために杉並区災害対策本部を設置し、その後、杉並区災害復興本部を設置することになる。両本部は当分の間併存するが、復興施策を長期的視点に立って速やかにかつ計画的に実施するための組織体制である災害復興本部は、災害対策本部とはその目的と機能が異なっている。災害対策本部が所掌する応急的対策で、復興にも関係し、大きな影響を与えるものについては、両本部が連携しながら対応を図ることになる。

第1節 災害復興本部の設置

1 設置

区長は、区が地震、豪雨、大規模な火事等により重大な被害を受けた場合において被災地の復興及び区民生活の再建に関する施策を迅速に、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、杉並区防災対策条例第33条第2項及び杉並区災害復興本部に関する規則第2条の規定に基づき、災害復興本部を設置する。

2 構成

- ・復興本部長 : 区長
- ・復興副本部長 : 副区長
- ・復興本部長 : 教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長

3 復興本部会議

復興に係る重要事項を審議するため、「復興本部会議」を設置する。この会議は、復興本部長、復興副本部長及び復興本部長員で構成する。

第2節 災害復興本部における分掌事務

名称	分掌事務
復興政策経営部	(1) 復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。 (2) 復興に係る調査及び企画に関すること。 (3) 復興に係る財政の計画に関すること。 (4) 復興に係る予算の総括に関すること。 (5) 復興基金の創設に関すること。 (6) 区有施設の復旧及び再建に関すること。 (7) その他政策経営部の所管に属すること。

名称	分掌事務
復興総務部	(1) 復興施策に係る人事計画に関すること。 (2) 復興施策に係る職員の派遣の調整に関すること。 (3) 復興に係る広報及び被災者の相談体制の整備に関すること。 (4) その他総務部の所管に属すること。
復興区民生活部	(1) 復興に係るNPO、ボランティア等による市民活動に関すること。 (2) 復興に係る税制の調査研究に関すること。 (3) 復興に係る生活支援対策に関すること（区民生活部の所管に属するものに限る。）。 (4) 在住外国人等に対する復興に係る情報連絡等に関すること。 (5) 社会体育施設の再建に関すること。 (6) 商店街及び中小企業への支援に関すること。 (7) 雇用の確保に関すること。 (8) その他区民生活部の所管に属すること。
復興保健福祉部	(1) 区における福祉に対する需要の把握に関すること。 (2) 社会福祉施設の再建に関すること。 (3) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) 復興に係る生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く）。 (5) 入所施設及び福祉人材の確保に関すること。 (6) その他保健福祉部の所管に属すること。
復興杉並保健所	(1) 復興に係る地域医療体制の整備に関すること。 (2) 医療機関の再建に関すること。 (3) 復興に係る保健対策及び生活環境の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) その他杉並保健所の所管に属すること。
復興子ども家庭部	(1) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (2) 復興に係る生活支援対策に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (3) 児童福祉施設の再建に関すること。 (4) その他子ども家庭部の所管に属すること。
復興都市整備部	(1) 被災市街地の復興に関すること。 (2) 復興に係る応急的な住宅の整備に関すること。 (3) 住宅の再建支援に関すること。 (4) その他都市整備部の所管に属すること。

名称	分掌事務
復興環境部	(1) 復興施策の実施に係る環境対策に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。 (3) その他環境部の所管に属すること。
復興会計管理室	(1) 復興施策の実施に係る公金の歳入及び歳出に関すること。
復興教育委員会事務局	(1) 被災した児童及び生徒への支援に関すること。 (2) 教育施設の再建に関すること（他の部に属するものを除く。）。 (3) 文化財に関すること。 (4) その他教育委員会事務局の所管に属すること。
復興選挙管理委員会事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興監査委員事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興区議会事務局	(1) 特命事項に関すること。

第3節 震災復興体制の整備に係わる留意点

1 被害状況、地域福祉需要等の把握

区は、他自治体の協力を得て、区内の区有施設や民間家屋の風水害による被害状況の調査を行う。この調査結果は復興事業の推進をしていくうえで重要な基礎情報となる。また、復興計画の策定、住宅整備や福祉対策充実のため、被災者の生活・住宅状況等を聞き取り、福祉ニーズを把握する。この際、女性・障害者・高齢者等の災害弱者の視点からの情報収集に努める必要がある。

2 復興計画の策定

- ・復興本部長（区長）は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的な取組を明らかにする杉並区復興基本方針を策定し、公表する。
- ・災害復興本部は、杉並区復興基本方針に基づき、区単独、又は都と共同で復興計画案を策定し、区民意向の聴取等の調整を経て、長期的展望にたった総合的な復興計画を復興本部会議で決定し、公表する。

3 復興にかかる財政対応

発災後の復旧・復興対策や区民の生活支援に機動的、弾力的に取り組むため、復興計画の前提となる財政需要を把握する。生活支援等については、莫大な財政需要とともに税収減が想定されるため、復興基金の創設等、復旧・復興事業に充当できる財源の確保対策を講ずる。また、国・東京都に対し、既存の制度の活用や、特例措置を講ずる必要のあるものについて、提案・要求事項をとりまとめ、要請する。

4 人的資源の確保・調整

復興事業の実施に際しては、区の通常業務に加え、長期間にわたる膨大な事務が発生し、特定の部署や職種において人員が不足する場合は、集中的な職員配置等、機動的な職員体制を構築する。また、区全体として職員が不足する場合は、相互援助協定を締結している他の自治体等への職員の派遣要請のほか、臨時に職員の雇用も行う。

5 用地の確保・調整

災害復興本部は応急・復旧事業及び復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害状況の把握と、必要なオープンスペースの確保を図り、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、国有地・都有地等を含めた計画的な用地等の確保及び調整を行う。

6 広報・被災者相談体制の整備

復興に際し、情報の錯綜による混乱を招かないよう、区の基本的方針や具体的な事業、生活関連情報等を区民に正確に伝えるため、臨時広報紙・区公式ホームページ等、様々な媒体を活用して周知する。また、被災者が抱える生活上の不安や問題に対し、区民の不安解消・問題解決のため、総合的な相談窓口を開設する。法律問題等の専門的な問題に対しては、専門の相談員の派遣・協力体制の確立を図る。

第3章 復興計画の策定、くらしの復興

風水害による区内の被害状況、被災者の状況等を踏まえ、震災編第2部第3章及び第4章に準じて、復興計画の策定や被災者の生活再建及び生活復興のための施策を実施する。

索 引

D

DIS..... 47, 69

お

応急仮設住宅..... 109

応急給水..... 72, 101

応急給水槽..... 101

応急教育..... 110

応急保育..... 110

大雨警報（土砂災害）の危険度分布..... 56, 91, 92

屋内安全確保..... 82, 83, 90

か

環状七号線地下広域調節池.. 34, 37, 60, 84, 85, 88,
89

神田川..... 35, 37, 48, 53, 56, 60, 62, 84, 85

神田川洪水予報..... 56, 57

き

義援金..... 106, 112

寄託物資..... 102

救援物資..... 5, 23, 35, 70

救出活動..... 6, 40

局地的大雨..... 67, 90

記録的短時間大雨情報..... 49, 92

緊急安全確保..... 35, 83, 90

緊急輸送..... 19, 43, 101

け

警戒配備態勢..... 29, 32, 37

警戒レベル. 5, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 91, 92, 93

激甚災害..... 113, 114, 115

激甚法..... 113, 115

こ

洪水浸水想定区域..... 82, 94

洪水予報..... 32, 56, 57, 66, 67

交通規制..... 10, 43, 46, 71, 74

高齢者等避難..... 35, 36, 81, 83, 94

語学ボランティア..... 6

さ

災害救助法..... 69, 105, 111, 112

災害時給水ステーション..... 72, 101

災害時情報共有システム..... 67, 68, 70

災害時要配慮者..... 5, 70, 94, 95, 96, 109

災害時要配慮者利用施設..... 67, 94

災害情報メール..... 70, 93

災害対策基本法..... 67, 109, 113

災害廃棄物処理..... 105

災害復旧資金..... 115

災害復興本部..... 120, 123

災害ボランティアセンター..... 5

在宅避難者..... 5

し

自衛消防隊..... 9

自主避難	56
住家被害認定調査	106, 107, 108, 109
集中豪雨	49
情報連絡態勢	29, 32, 36
震災救援所	31, 95, 102
浸水	94

す

水害ハザードマップ	83, 90
水防活動	32, 33, 34, 37, 38, 40, 42, 47, 71
水防出動配備態勢	29, 32, 34, 36
杉並区職員非常呼集要綱	34
杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱	34
杉並区復興基本方針	123

せ

善福寺川	37, 59, 60, 62, 88, 89
善福寺川調節池	88, 89

た

第二次救援所	17
立ち退き避難	82, 83, 90, 92

ち

地下街等	67, 94
------	--------

と

特別警報	49, 60, 66, 85, 87, 89
都市型災害対策緊急部隊	29, 34, 36, 47, 95
土砂災害警戒区域	67, 82, 83, 91, 92, 94
土砂災害警戒情報	38, 56, 91, 92
土砂災害特別警戒区域	91
トリアージ	9

な

内水氾濫	38, 67
------	--------

は

氾濫危険情報	37, 47, 56, 57, 59
--------	--------------------

ひ

被災者台帳	109
避難確保計画	94
避難勧告	85, 87, 89, 92, 93
避難指示	5, 42, 56, 66, 67, 81, 82, 83, 84, 86, 88, 89, 90, 91, 92, 93
避難指示（緊急）	85, 87, 89, 92
避難者	10, 31, 70, 94, 95, 96, 101, 102
避難準備・高齢者等避難開始	84, 86, 88, 91
避難所	5, 17, 29, 31, 67, 70, 81, 82, 94, 95, 96, 97, 101, 102, 110
避難道路	64
避難誘導	10, 21, 22, 40, 68, 70, 93, 94, 110

ふ

福祉救援所	96
復興計画	119, 123, 124

ほ

防疫	71, 95
防災行政無線	36, 47, 64, 65, 66, 69, 70, 90, 93
防災市民組織	5, 9, 40, 66
ホットメール	47, 56, 57, 58, 59

み

妙正寺川	35, 37, 48, 53, 57, 58, 60, 86, 87
妙正寺川洪水予報	57, 58

ゆ

行方不明者.....10

り

り災証明書.....31, 70, 106, 107, 108, 109

わ

和田掘第六調節池 88, 89

